

**国際ロータリー第2620地区 2023-24年度
地区リーダーシッププラン**

	頁
1. 目的	3
2. 定義	3
3. ガバナー補佐	3
3.1. ガバナー補佐の任務	3
3.2. ガバナー補佐の人選における基準	3
3.3. ガバナー補佐の任期	4
3.4. ガバナー補佐の活動費	4
3.5. ガバナー補佐の人数と担当クラブ	4
3.6. ガバナー補佐の任命および解任	5
3.7. ガバナー補佐の研修	5
3.8. ガバナー補佐に委任できない事項	5
3.9. ガバナー補佐事務局	5
3.10. 次々期ガバナー補佐	5
4. 地区幹事	6
4.1. 地区幹事の任務	6
4.2. 地区幹事の資格	6
4.3. 地区幹事の任命および任期	6
4.4. 次期地区幹事を経た就任	6
4.5. 地区幹事の解任	6
4.6. 地区幹事の辞任および恒久的空席	6
4.7. 職務上の面積	6
4.8. 次期地区幹事	7
4.9. 次々期地区幹事および2026-27年度地区幹事	7
5. 地区委員会	8
5.1. 地区委員会の構成	8
5.2. 地区委員会の役割と責務	9
5.3. 地区委員の資格	9
5.4. 地区委員の任期	9
5.5. 地区委員の推薦	9
5.6. 各クラブにおける地区委員候補者推薦方法	10
5.7. 地区委員長、地区委員の任命および解任等	10
5.8. 次期地区委員長および次期地区委員の研修	10
5.9. 地区委員会の運営	10
5.10. 管理に関する委員会	10
5.10.1. 諮問委員会	10
5.10.2. 戦略計画委員会	11
5.10.3. 指名委員会	11
5.10.4. 財務委員会	12
5.10.5. 規則・手続委員会	13
5.10.6. ロータリー財団監査委員会	13
5.10.7. 地区大会実行委員会	13
5.10.8. 国際大会推進委員会	14
5.10.9. 危機管理委員会	14

	頁
5.11. 研修・支援に関する委員会	14
5.11.1 研修委員会	14
5.11.1.1 研修リーダー	15
5.11.2. RLI委員会	16
5.11.3. 会員増強委員会	17
5.11.4. 公共イメージ委員会	17
5.11.5. 奉仕活動委員会	18
5.11.5.1. 社会奉仕に関する奉仕活動委員会の責務	18
5.11.5.2. 国際奉仕に関する奉仕活動委員会の責務	18
5.11.5.3. ロータリーの基本理念・指針に関する奉仕活動委員会の責務	19
5.11.6. ロータリー財団委員会	19
5.11.6.1. 補助金小委員会	20
5.11.6.2. 資金管理小委員会	20
5.11.6.3. 資金推進小委員会	20
5.11.6.4. ポリオプラス小委員会	21
5.11.6.5. ロータリー平和フェロシップ・学友小委員会	21
5.11.7. ロータリープログラム委員会	21
5.11.7.1. インターアクト小委員会	22
5.11.7.2. 青少年交換小委員会	22
5.11.8. ローターアクト委員会	24
5.11.9. ロータリー米山記念奨学委員会	25
5.11.10. 学友委員会	26
6. 財務および会計	26
6.1. 地区資金取扱規約	26
6.1.1. 地区資金取扱規約内規	29
6.1.2. 地区委員会（小委員会）会計内規	30
6.2. 地区特別事業基金取扱規約	31
6.3. 旅費支給規約	31
6.4. 慶弔規約	32
【旅費支給内規/地域別表・クラブ別表】 【地区関係文書発送基準】	33
7. 危機管理	35
7.1. 危機管理総則	35
7.2. 危機管理委員会規定	35
8. 成人に対するハラスメントへの対応	38
8.1. 成人ハラスメントに対するロータリーの方針	38
8.2. 成人ハラスメントに対する本地区の方針	39
9. 個人情報の保護	39
9.1. 個人情報保護基本方針	39
9.2. 個人情報の保護および管理に関する規定	40
10. 附則	43

1. 目的

国際ロータリー第2620 地区（以下、本地区という）は、ロータリー章典 17.030.1～17.030.3 に準拠して本地区リーダーシップ・プラン（DLP）を採択し、本地区の運営方針および管理手続の基本を定め、地区リーダーシップチームを組織する。

2. 定義

次の語句が本規定で使用される場合、下記の意味をもって使用されるものとする。

- (a) RI：国際ロータリー
- (b) RCP：ロータリー章典（Rotary Code of Policies）
- (c) RFCP：ロータリー財団章典（Rotary Foundation Code of Policies）
- (d) 組織規程文書：国際ロータリー定款および細則、ならびに標準ロータリークラブ定款
- (e) ガバナー、パストガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミネー、ガバナーノミネーデジグネート、ガバナー補佐、地区幹事ほか：本地区におけるそれぞれの役職者
- (f) クラブ：本地区内のロータリークラブ
- (g) ローターアクトクラブ：本地区内のローターアクトクラブ
- (h) ロータリアン：本地区内ロータリークラブの正会員
- (i) ローターアクター：本地区内ローターアクトクラブの会員
- (j) ロータリー財団：国際ロータリーのロータリー財団
- (k) 書面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。

3. ガバナー補佐

3.1. ガバナー補佐の任務

ガバナーエレクトにより任命されるガバナー補佐は、担当するクラブのグループが発展するよう意欲を引き出し、支援する。ガバナー補佐には次の様な任務がある。

- (a) 各担当クラブを定期的に訪問し、クラブの活動状況、リソース、機会について話し合う。
- (b) 目標の設定と達成、課題の解決、対立の解消、地区/RI の運営的要件の順守などにおいて、クラブを支援する。
- (c) クラブ委員会と地区委員会との橋渡し役となる。
- (d) クラブの現状評価を行い、成功に向けた方策についてクラブリーダーを指導する。
- (e) 地区活動と地区委員会へのクラブの参加を奨励する。
- (f) ガバナーにクラブの進捗状況を知らせる。
- (g) ロータリーの取り組みについて常に最新情報を把握する。
- (h) クラブの現状について後任者と情報共有する。

3.2. ガバナー補佐の人選における基準

(1) ガバナー補佐の人選における最低基準には以下が含まれる。

- (a) 少なくとも3年間、地区内のクラブの正会員として会員の義務を果たしていること。
- (b) 丸1年間、クラブ会長を務めた経験があること、または6カ月間、創立会長を務めた経験があること。

(2) ガバナー補佐の人選におけるそのほかの基準として以下を含むべきである。

- (a) クラブ、地区、ロータリーに関する知識を有すること（方針やロータリーのオンラインに関する知識を含む）。
- (b) リーダーシップのスキルと資質（聞く力、コミュニケーション、モチベーション、親しみやすさ、高潔さ、率先力など）を示していること。
- (c) 地区行事に定期的に参加していること。

3.3. ガバナー補佐の任期

ガバナー補佐は毎年任命され、任期は1年とし、合計3年間の再任を条件として任命が可能である。

3.4. ガバナー補佐の活動費

本地区は、ガバナーが別途定める地区資金取扱規約および同内規に基づき、ガバナー補佐に活動費を提供する。

3.5. ガバナー補佐の人数と担当クラブ

本地区におけるガバナー補佐の人数は8名とし、クラブの所在地域、設立経緯、会員数などを勘案し、それぞれ次のクラブを担当する。

なお、新クラブが結成された場合、または所在地域を全世界に変更したクラブについては別途ガバナーが定める。

山梨第1グループ (7RC)

甲府RC、富士吉田RC、大月RC、都留RC、河口湖RC、富士吉田西RC、山中湖RC

山梨第2グループ (7RC)

甲府北RC、山梨RC、甲府西RC、甲府東RC、甲府シティRC、甲斐RC、甲府中央RC

山梨第3グループ (8RC)

甲府南RC、笛吹RC、市川大門RC、南アルプスRC、韮崎RC、北杜RC、甲斐シティー RC、甲斐の郷RC

静岡第1グループ (8RC)

伊東RC、三島RC、下田RC、熱海南RC、伊豆中央RC、三島西RC、伊東西RC、せせらぎ三島RC

静岡第2グループ (12RC)

沼津RC、富士山吉原RC、沼津北RC、富士RC、富士宮RC、御殿場RC、沼津柿田川RC、裾野RC、長泉RC、富士宮西RC、新富士RC、沼津西RC

静岡第3グループ (11RC)

静岡RC、清水RC、静岡東RC、清水北RC、駿河RC、静岡日本平RC、静岡西RC、清水西RC、静岡中央RC、清水中央RC、静岡北RC

静岡第4グループ (9RC)

焼津RC、島田RC、磐田RC、藤枝RC、掛川RC、焼津南RC、榛南RC、袋井RC、藤枝南RC

静岡第5グループ (12RC)

浜松RC、浜松東RC、浜松南RC、浜松北RC、浜松西RC、浜北RC、浜名湖RC、浜松中RC、浜北伎倍RC、浜松ハーモニー RC、パワー浜松RC、浜松志耀RC

3.6. ガバナー補佐の任命および解任

- (a) 本地区は毎年、任期が始まる前年度までに当該年度のガバナー補佐を任命し、地区研修委員会による研修を行うものとする。
- (b) ガバナー補佐の任命は、クラブまたはガバナー、パストガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニー、地区委員会委員長、現ガバナー補佐、元ガバナー補佐による候補者の推薦をもって行う。ガバナーエレクトは、ガバナーと連名で候補者の推薦を要請する。
- (c) クラブによる候補者の推薦は、クラブ会長・幹事が署名した推薦書をガバナーエレクトに提出することにより行うものとする。推薦書の提出期限は8月末日必着とする。
- (d) 候補者の推薦は、グループ内クラブの持ち回りを避け、最適任の人物を探求して行うものとする。
- (e) ガバナーエレクトは、推薦の有無にかかわらず、諮問委員会の意見を参考にしてガバナー補佐を任命する。クラブ推薦によるほかは、任命に先立ち所属ロータリークラブの承認が推奨される。
- (f) 任命は、ガバナーおよびガバナーエレクト連名による委嘱状の公布をもって行う。
- (g) ガバナーはやむを得ないと判断する場合、ガバナー補佐を解任することができる。かかる場合、所属クラブに通知するものとする。
- (h) ガバナー補佐に事故、辞任、退会、解任等、恒久的空席あるときは速やかに後任者が任命される。

3.7. ガバナー補佐の研修

ガバナーエレクトは研修委員会と共に、ガバナー補佐に以下を含む研修プログラムを提供する。研修プログラムには、会合およびマイロータリーラーニングセンター活用のほか、RLI(ロータリーリーダーシップ研究会)への参加が強く推奨される。

- (a) クラブの活性化のために何をなすべきかを話し合い、理解を深める。
- (b) 「Object of Rotary」を理解し「サービスの理念」について話し合い、サービスとフレンドシップについて理解を深める。
- (c) ガバナー補佐の任務と責務に関して、年間計画を立てる。
- (d) ガバナー、ガバナー補佐、地区委員会との効果的コミュニケーションの方法を考え、財務、委員会、会員増強等の地区活動の内容・事柄に関して理解を深める。
- (e) RIプログラム、ロータリー財団プログラム、ロータリー米山記念奨学会プログラムに関し理解を深める。
- (f) 本地区目標をガバナーと共に考える。
- (g) 効果的な指導力を身に付ける。
- (h) RIテーマとロータリー賞プログラムに関して理解を含める。

3.8. ガバナー補佐に委任できない事項

ガバナーにおいて行うべきRIまたはTRFへの報告、届出、申請、書面への署名は、ガバナー補佐に委任することができない。

3.9. ガバナー補佐事務局

ガバナー補佐は、自らを補助するガバナー補佐事務局を置くことができる。ガバナー補佐事務局は、研修および地区会合参加への機会、交通費支給等においてガバナー補佐に準じて待遇する。

3.10. 次々期ガバナー補佐

ガバナーノミニーは、ガバナー就任に備えるため必要と認めるときは、諮問委員会の意見を参考にして就任年度のガバナー補佐を任することができる。かかる場合、前項までを読み替え適用する。

4. 地区幹事

4.1. 地区幹事の任務

本地区に、地区役員として地区幹事若干名を置く。地区幹事の任務は、ガバナーの指揮監督の下、RI細則16.030.ならびにロータリー章典19.010.に定めるガバナー任務の事務を総括する。具体的には、以下を行う。

- (a) 地区会合開催にかかる事務一切
- (b) RI、TRF、地域、ゾーンおよび地区内外のロータリークラブ、ローターアクトクラブ
- (c) クラブ、ロータリーパートナー、地域社会との連絡および調整
- (d) 地区の記録・管理および地区資金出納にかかる事務
- (e) 公式訪問ほかロータリークラブ、ローターアクトクラブ訪問の同行
- (f) ガバナーとパストガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニ、ガバナー補佐ほか地区役員ならびに地区委員との連絡および調整
- (g) 地区内ロータリークラブおよびローターアクトクラブの事務支援
- (h) ガバナー名義の文書およびガバナー月信発行にかかる事務
- (i) 次年度への事務引き継ぎ
- (j) その他ガバナー職に付随する業務の事務一切

4.2. 地区幹事の資格

地区幹事の人選における最低基準には以下が含まれる。

- (a) 名誉会員以外の正会員で地区内ロータリークラブに所属する良識ある瑕疵なき会員で
- (b) あること。
- (c) 地区幹事の任務を受諾し、任期を全うする意思と能力があること。
- (d) 将来の地区のリーダーとして有望であること。

4.3. 地区幹事の任命および任期

- (a) 地区幹事の人選は、ガバナーエレクトが選考し、候補者および所属クラブ同意の上、諮問委員会への諮問を経て、当該ガバナー年度の始まる9月前（すなわちガバナー就任前年10月まで）に指名される。
- (b) 地区幹事の任命は、ガバナーおよびガバナーエレクト連名による委嘱状の公布をもって行う。
- (c) 地区幹事の任期は、当該年度の1年間とし、指名から地区幹事就任までの期間は次期地区幹事と称する。地区幹事は、地区実情を考慮しての留任は妨げない。

4.4. 次期地区幹事を経た就任

次期地区幹事はその指名時（指名時は次々期地区幹事）に前項に準ずる手続を経て地区幹事に就任する場合、前項 a）の手続は省略できるものとする。

4.5. 地区幹事の解任

地区幹事はその任務と責任を十分に遂行していないとガバナーが判断した場合、ガバナーは地区諮問委員会への諮問および所属クラブ理事会の同意を経て地区幹事をその職から解任することができる。かかる場合、当該所属クラブおよび諮問委員会は地区幹事に釈明の機会を与えるものとする。

4.6. 地区幹事の辞任および恒久的空席

理由の如何を問わず、地区幹事が辞意を表する場合、所属クラブ理事会の同意の上、諮問委員会への諮問を経てガバナーがこれを受理することによりその職を離れる。地区幹事の辞任、解任およびその他の理由による恒久的空席が生じた場合、地区ガバナーは、前項までの手続を経て後任を選任する。

4.7. 職務上の免責

地区幹事は、多くの役割と責任を負いながら地区運営に当たりロータリー発展に寄与することを踏まえ、その職務を遂行する上で本地区または第三者に損害を与えた場合、故意または重大な過失がある場合を除き、免責されるものとする。

4.8. 次期地区幹事

- (a) 地区幹事就任に備える地区役員として次期地区幹事若干名を置くことができる。
次期地区幹事の任務は、ガバナーエレクトの事務を総括するとともに地区幹事を補佐することにある。次期地区幹事の資格は、地区幹事の資格同様とする。
- (b) 次期地区幹事の人選は、ガバナーノミネーが選考し、候補者および所属クラブ同意の上、地区諮問委員会への諮問を経て、当該ガバナー年度の始まる21月前（すなわちガバナー就任前々年10月まで）に指名されるのが望ましい。即ち、次期地区幹事の任命は地区幹事の任命に準じて行われるものとする。
- (c) 次期地区幹事の任期は、当該ガバナーエレクト年度の1年間とし、指名から次期地区幹事就任までの期間は次々期地区幹事と称する。
- (d) 次期地区幹事に関する解任、辞任および恒久的空席については前項までを読み替え適用する。

4.9. 次々期地区幹事および2026-27年度地区幹事

- (a) 前項c)に基づきガバナーノミネーが指名する次期地区幹事候補者を次々期地区幹事と呼称し、ガバナーノミネー・デジグネートが指名する次々期地区幹事候補者を2026-27年度地区幹事と呼称する。
- (b) 次々期地区幹事、2026-27年度地区幹事は、本地区の役員ではないが、将来当該ガバナー年度に地区幹事職に当たる候補者として地区会合への出席、交通費支給等の待遇において地区役員に準じて処遇するものとする。

5. 地区委員会

5.1. 地区委員会の構成

本地区の委員会構成は下記の通りとする。但し、必要に応じて変更、新設されることがある。

区分	委員会名
管 理	諮問委員会
	戦略計画委員会
	指名委員会
	財務委員会
	規則・手続委員会
	ロータリー財団監査委員会
	地区大会実行委員会
	国際大会推進委員会
	危機管理委員会
	地区50年史編纂委員会
研 修 ・ 支 援	地区研修委員会
	RLI委員会
	会員増強委員会
	公共イメージ委員会
	奉仕活動委員会
	ロータリー財団委員会
	補助金小委員会
	資金推進小委員会
	資金管理小委員会
	ポリオプラス小委員会
	ロータリー平和フェロシップ・ 学友小委員会
	ロータリープログラム委員会
	青少年交換小委員会
	インターアクト小委員会
	ローターアクト委員会
	ロータリー米山記念奨学委員会
	学友委員会

5.2. 地区委員会の役割と責務

- (1) 地区委員会は、ガバナー補佐の助言を得てガバナーが策定した地区目標を実行する責任を負う。ガバナーエレクト、ガバナー、直前地区ガバナーが協力し、指導層の継続性と引継ぎ計画を確実に行うべきである。ガバナーエレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員、委員長を任命し、計画会議を開く責任がある。地区の管理運営機能を受け持つために、本書の3.1 委員会構成に示す委員会が任命されるものとする。
- (2) 特に定めのある場合を除き、地区委員会委員長を地区委員長、地区委員会副委員長を地区副委員長、地区委員会委員を地区委員と呼称するものとする。
- (3) 地区委員会の役割は、それぞれ担当する分野においてクラブと地区を支援し、委員会のメッセージを地区内のロータリアンに伝えること。ガバナー、ガバナー補佐に加え、地区リーダーシップ・プランに含まれているほかの地区委員会と協力してクラブを支援する。
- (4) 全委員会共通の責務としては以下が求められる。
 - (a) ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニ、ガバナー補佐と協力して、地区目標の達成に向けた戦略を立てる。
 - (b) 地区の各種研修セミナーと地区大会について周知を図り、自らも出席する。
 - (c) 国際ロータリー、地区、クラブ会員間の情報の橋渡し役となる。クラブのリーダーに支援と指針を提供し、密に協力する。
 - (d) 事務局、RI 委員会、地域コーディネーターから受け取った資料や情報を、地区やクラブに渡す。註釈*：クラブのリーダーとは、会長、幹事、会計、各クラブ委員長、研修リーダーをいう。

5.3. 地区委員の資格

- (1) 地区委員の資格要件は、名誉会員以外の会員身分を持ち、本地区内クラブまたはロータクトクラブに所属している瑕疵なき会員であること、また、本地区チームの一員として積極的に活動する意欲のあるロータリアンでなければならない。
- (2) 地区委員長には、元ガバナー、元ガバナー補佐、もしくは有能な元地区委員会委員などを含め、地区指導者としての意欲のあるロータリアンの就任が期待される。

5.4. 地区委員の任期

- (1) 各地区委員会は、特に定めのある場合を除き、原則最低3人のメンバーで構成する。地区委員会が効果的であるためには、指導者に継続性が求められる。地区委員の任期は、原則3年間とし、地区委員を経て副委員長あるいは委員長への就任の場合は1年間の任期延長を、副委員長を経て委員長へ就任の場合は、更に1年間任期延長できるものとする。
- (2) 同一地区委員会における地区委員の任期は、委員、副委員長、委員長通算で最長6年を原則とし、各委員会ですべて毎年地区委員のローテーションを計画的に実施するものとする。

5.5 地区委員の推薦

地区委員の総数は、各年度のガバナーエレクトが地区活動の状況に応じ定めるものとする。ガバナー、ガバナーエレクトおよび地区委員会にて推薦された地区委員の候補者を当該所属クラブまたはロータクトクラブに提示の上、各クラブ会長エレクトから承認を得るものとする。

5.6. 各クラブにおける地区委員候補者推薦方法

- (1) ガバナーエレクトは、各クラブおよびローターアクトクラブ会長に対し地区委員候補者の推薦をそれぞれの年度の必要数に応じて毎年10月（9末日）までに申請する。
- (2) 各会長は、地区委員推薦に当たり、候補者のクラブ及び地区での活動歴、その他必要事項を地区委員候補者推薦状に記入し、ガバナーエレクトに提出する。

5.7. 地区委員長、地区委員の任命および解任等

- (1) 地区委員候補者の配属先の決定及び各地区委員会の次年度委員長・副委員長の選考は、ガバナー、ガバナーエレクト、および当該年度地区委員長が協議の上決定し、ガバナーおよびガバナーエレクト連名の委嘱状をもって任命する。
- (2) ガバナーは、地区委員会の運営に重大な支障を認めるときは地区委員長、地区委員を解任することができる。かかる場合、所属クラブに通知するものとする。
- (3) 地区委員長または地区委員に事故、辞任、退会、解任等、恒久的空席あるときは適宜、後任者が任命される。

5.8. 次期地区委員長および次期地区委員の研修

- (1) ガバナーエレクトは研修委員会と共に、次期地区委員長および次期地区委員に必要な研修プログラムを提供する。研修プログラムには、会合およびマイロータリー・ラーニングセンター活用のほか、RLI(ロータリーリーダーシップ研究会)への参加が強く推奨される。
- (2) 次期地区委員長および地区委員は地区チーム研修セミナーに参加するものとする。

5.9. 地区委員会の運営

- (1) ガバナーは、職責上すべての公式な地区会合の議長を務め、地区委員会を開催する。地区委員会の開催招集はガバナーと委員長が連名で行う。
- (2) 地区委員会は、運営を迅速にし、経済効率を上げるために業務をコンピューター化するように奨励されている。
- (3) 地区委員会の会計は別途定める地区委員会（小委員会）会計内規に依るものとする。

5.10. 管理に関する委員会

5.10. 1. 諮問委員会 (RCP19.060.2.)

- (1) ガバナーの諮問に応じ、本地区の運営を円滑に行うため、答申あるいは助言を行う機関として、本地区に諮問委員会を設置する。
- (2) 諮問委員会は地区内クラブの現ロータリークラブ会員であるパストガバナー全員によって構成される。
- (3) 諮問委員会には、ガバナーエレクト、ガバナーノミニー、ガバナーノミニー・デジグートのほか、特に認めた者がオブザーバーとして出席する。
- (4) 諮問委員会は、年4回（7月・9月・12月・2月）のほか、ガバナーの求めに応じて開催する。開催方法は適宜、対面またはビデオ会議とする。

- (5) 諮問委員会の議長は、ガバナーが努める。但し、ガバナーの指名によりパストガバナーが努めることができる。
- (6) 諮問委員会は委員数の過半数の出席をもって開催する。
- (7) パストガバナーの助言や行動により、ガバナーの権限や責務が少しでも損なわれたり、妨げられたりするようなことがあってはならない。

5.10.2. 戦略計画委員会 (RCP17.030.)

- (1) ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーは、以下の項目について一致した見解に達するべきである。
 - (a) 地区の戦略計画
 - (b) 任期が 1 年を超える地区役職の任命
 - (c) 期間が 1 年を超える地区奉仕プロジェクト
- (2) 本地区の運営とリーダーシップの一貫性を保つため、本委員会を設置する。この委員会は、RIの方向性を共有し、諮問委員会の助言を基に、本地区における特定の中長期的課題（RI戦略計画の推進策、管理に関する事項等）を検討し、展望を共有する。
- (3) 本委員会は、ガバナー、直前ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニー、ガバナーノミニー・デジグネートをもって構成する。
- (4) 本委員会は、年 5 回（7月・9月・11月・2月・5月）のほか、適宜、ガバナーの求めに応じて開催する。本委員会で行われた協議は諮問委員会へ報告し、共有する。
- (5) 本委員会は、必要に応じて、検討する分野に造詣の深いパストガバナーやガバナー補佐、あるいは地区委員長等を臨時委員とするタスクチームを設置することができる。
- (6) 委員会の事務は、地区事務所が行う。

5.10.3. 指名委員会 (RI細則19.060.2.)

- (1) 指名委員会は、役職に応じて最も適格とみなされるロータリアンを指名する。RI 細則の規定に基づく地区の選択に従い、下記の役職を指名委員会により選出する。
 - (a) ガバナー
 - (b) 審議会代表議員および補欠議員
- (2) ガバナーノミニー指名委員会規約 (RCP19.030.、RI細則12.010.、020.)
本地区は、ガバナーノミニーを、ガバナーとして就任する日の24カ月以上36カ月以内に指名選出するものとする。ガバナーノミニーが選挙されるのは、国際協議会で研修を受けるロータリー年度の直前ロータリー年度に開催されるRI国際大会である。このようにして選出されたノミニーは、ガバナーエレクトとして1年の任期を務めてから、選挙後の暦年7月1日に就任するものとする。

第1条 設置

本地区におけるガバナーノミニーの選出は、RCP19.030. およびRI細則12.020.に則り、指名委員会を設置して行う。

第2条 構成

本委員会の構成は、本地区パストガバナー全員を委員として構成する。本会議は非公開とし、ガバナー及びすでに選出されているガバナーエレクトおよびガバナーノミニーは会議にオブザーバーとして出席するが、議決権は有さない。

第3条 召集および決議

指名委員会は委員長が召集し議長となる。決議は出席委員の過半数を超える数で行う。

第4条 指名の手続

本地区のガバナーノミニー選出のための指名手続は、RI細則12.020.によるほか、次の各号によって行う。

- (a) 指名委員会委員長は前年度末の諮問委員会で指名する。指名委員会委員長は、7月1日を基準とした3年後にガバナーに就任するガバナーノミニー・デジグネート候補適任者指名案要請を8月号ガバナー月信にて全クラブに行う。候補者指名案の提出は9月1日までとする。
- (b) 指名委員会を9月2日以降同30日までの間に開催し、ガバナーノミニー・デジグネート候補を選考し、速やかにガバナーに報告する。
- (c) ガバナーは、ガバナーノミニー候補者の氏名を各クラブに速やかに通知するとともに、11月発行のガバナー月信で公表し、3年後のガバナーに就任するガバナーノミニー・デジグネートとして決定したことを宣言する。

(ガバナーエレクトまたはガバナーノミニーに事故のある場合の措置)

第1条

- (a) ガバナーエレクトまたはガバナーノミニーに事故等があり、定められた年度に就任できないことが判明したとき、指名委員会委員長は対抗策を決定するため指名委員会を招集する。
- (b) 前項によりガバナーエレクトまたはガバナーノミニーが、定められた年度にガバナーに就任できない場合、代替りのガバナーノミニーの選出は、前第4条を準用する。

第2条 (補則)

- (a) ガバナーノミニー以外の役員等に選出が必要な場合は、指名委員会委員長はその旨を指名委員会に諮ったうえ、この規定を準用することができる。

第3条 (改正)

この規定はRI細則等の改定に伴う。指名委員会委員長は指名委員会に諮って改正することができる。

5.10.4. 財務委員会 (RCP17.030.2.による常任委員会)

- (1) 本委員会は、人頭賦課金の額および地区の管理運営に必要な費用を検討、調査することによって、地区資金の資産を守り、地区の財務状況に関する予算と年次報告を準備するものとする。
- (2) 地区会計は本委員会の職権上の委員を務めるものとする。
- (3) 本委員会の委員は、クラブの会計を務めた経験を有する者や、会計および財務の経験を有するロータリアンおよびローターアクターを優先すべきである。
- (3) 本委員会の責務は以下にある。
 - (a) 地区ガバナーと協力して地区経費の予算を作成し、次期クラブ会長が集まる会合で承認を受ける少なくとも4週間前までに、これをクラブに提出する。
 - (b) RI細則第15.060.2.項に従って承認を得られるよう、賦課金の額を検討し提案する。
 - (c) 収支の正確な記録が維持されていることを確認する。

- (d) RI 細則 15.060.4.項に従って、直前地区ガバナーが提示するために年次財務報告書を作成する。
- (e) 地区会計は、ガバナーの指揮の下、地区資金の銀行口座の署名人となるものとする。銀行口座は地区の名義で設けるものとする。

5.10.5. 規則・手続委員会 (RCP17.030.3.)

- (1)本地区は、RIの組織規定に関係する指名ならびに選挙、その他の事柄に関してガバナーに助言し、援助するために本委員会を任命する。
- (2)本委員会は ガバナー（エレクト・ノミニー・デジグネート）を含む7名の委員から成り、各々任期をずらして 3 年任期とし、再任が可能なものとする。
- (3)委員会の任命は、就任年度の終了時にガバナーが行なう。委員は、RIの組織規および選挙手続に精通しているべきである。

5.10.6. ロータリー財団監査委員会 (RI細則15.060.4.・TRF地区参加資格認定覚書5)

- (1) 本委員会は、ロータリー財団委員会の財務管理計画とその実施に関する評価を、毎年行うものとする。財務評価とは、財務管理と要件の順守状況を評価するものである。具体的な責務は下記の通りである。
 - (a) 地区が作成した財務管理計画を順守していることの確認。
 - (b) 地区補助金と地区が提唱したグローバル補助金および大規模プログラム補助金の支出の検査。これには以下が含まれる。
 - ①支出項目をいくつか選び、それらを裏付ける書類と照合する。
 - ②補助金の「授与と受諾の条件」に則って資金が使用されたことを確認するため、支出の全項目を見直す。
 - ③高額な支出項目すべてについて、競争入札が行われたことを確認する。
 - ④適切な管理が維持されるよう、資金支出のプロセスを見直す。
 - (c) 補助金に関するすべての金銭的取引とプロジェクトの活動が少なくとも標準的な事業慣行のレベルで行われたかどうかの判断：
 - ①ロータリー財団の書類保管に関する要件を順守していることの確認
 - ②地区監査委員会または独立した監査法人が必要とみなすその他の手続き
 - (d) 年次財務評価の結果報告。各ロータリー一年度終了後 3 カ月以内に、地区内のクラブに結果を報告しなければならない。
- (2) この委員会には、ロータリー財団補助金に直接かかわる人物を含めてはならず、また、以下をはじめ、RI細則の要件を満たしていなければならない。
 - (a) 少なくとも 3 名の委員から構成されること
 - (b) 少なくとも 1 名は、パストガバナーもしくは監査の経験を有する人物であること

5.10.7. 地区大会実行委員会 (RCP17.030.2.)

- (1)本委員会は、ガバナーの指示の下、地区大会において最善のプログラを組み、出席者数が最多となるよう計画、推進し、必要な手配を行うものとする。
- (2)本委員会に委員長 1 名、幹事 1 名を置く。

- (3) 本委員会は、ガバナーの指示の下、以下の責務を遂行する。
- (a) 地区大会の会場を選び、すべての関連する手配の調整にあたる。
 - (b) 出席者が最多となるよう、地区大会の財務の調整にあたる。
 - (c) 以下に特に力を入れ、地区大会への出席を推進する。
 - ①新しいロータリアンおよびローターアクト
 - ②地区内の新クラブの全会員
 - ③地区内の全クラブおよびロータリーファミリーからの代表出席者
 - (d) 報道機関、地域社会のリーダー、ロータリー・プログラムの受益者など、外部の人々に地区大会を推進する。
 - (e) 関連があり、意欲を起こさせ、参考になるプログラムを提供する。
- (4) 地区大会は、ガバナーの指揮の下、開催ホストクラブの協力により開催する。

5.10.8. 国際大会推進委員会 (RCP17.030.2)

本委員会は、地区全域のロータリアンに年次国際大会への出席を推進するものとし、以下の責務を遂行する。

- (a) 国際大会を推進するため、クラブと地区の会合に出席する。
- (b) 国際大会の資料や情報に関する地元の支援源としての役割を果たす。
- (c) RIウェブサイトへのリンクを設けた地区のウェブサイトを立ち上げるか、または既存のウェブサイトを増強する。
- (d) 必要な場合には、国際大会関連の重要な資料を地元の言語に翻訳する。
- (e) 登録する可能性のある人々を特定し、Eメールや書簡、その他の通信手段を用いて登録を推進する。

5.10.9. 危機管理委員会

- (1) 地区内の運営、活動(青少年奉仕活動、その他の活動含む)における危機管理を行う。また、ロータリアンの個人情報の保護などを充分考慮し管理体制を執る。
- (2) 危機管理とは、不測の事態や影響を最小限に抑えるよう、事前に十分な計画、組織、進行、管理を行うことを意味する。本委員会は、事前に次の基本事項を検討しておく。
 - どのような事態が起こりうるか
 - (a) 不測の事態が発生した場合、どのように対処するか
 - (b) 損害が生じた場合、その賠償金をどのように支払うか
 - (c) 危機的状況が想定される場合は、以下を検討する。
 - (d) その活動または行事を行わないか、内容を修正する
 - (f) 危機的状況への対処法を立てる
 - (g) 他団体が参加する場合は、その団体にもリスクを負ってもらうようにする
- (3) 危機管理の詳細、プロトコルは、別途定める本地区危機管理規定および指針、危機管理計画による。
- (4) 本委員会は、地区役員、他の地区委員会、クラブおよびローターアクトクラブ、学友会に対し、本地区の危機管理方針を伝達するとともに、リソースを提供する。

5.11. 研修・支援に関する委員会

5.11.1. 研修委員会 (RCP17.030.2による常任委員会)

- (1) 本委員会は、ガバナー、ガバナーエレクトがクラブと地区の指導者に研修を行い、地区の研修計画全般を監督するうえで、支援する責務がある。

- (2) 研修委員会委員長および委員の任期は1年とし、ガバナーが任命する地区研修リーダーが地区研修委員会の委員長を務め、研修委員会の委員は、パストガバナーの中からガバナーが任命する。地区研修委員は、アドバイザーとして地区委員会に助言を与える。
- (3) ガバナーエレクトは、就任に備えて次期研修委員会を組織し、計画会議を行う。
- (4) 本委員会は会合招集者（ガバナー・ガバナーエレクト）の指示の下、以下の責務を担当する。
 - (a) 次期ロータリー年度に向けて

地区内における以下の研修のプログラムの立案、研修ニーズの調査、講演者の選出、資料の準備、登録の管理、研修リーダーの準備・研修、プログラムの評価分析、そのほかの諸準備の最終責任者であるガバナーエレクトを援助する。

 - ①会長エレクト研修セミナー（PETS）
 - ②地区チーム研修セミナー
 - ③地区研修・協議会
 - ④次期ガバナー補佐および次期地区委員長、委員への研修
 - (b) 現ガバナー年度

地区内における以下の研修のプログラムの立案、研修ニーズの調査、講演者の選出、資料の準備、登録の管理、研修リーダーの準備・研修、プログラムの評価分析、そのほかの諸準備の最終責任者であるガバナーを援助する

 - ①地区指導者育成セミナーおよび新会員ステップアップ研修
 - ②地区委員会セミナーほか研修会
 - ③クラブレベルの研修（クラブ研修リーダーへの支援など）

5.11.1.1. 地区研修リーダー

- (1) 地区研修リーダーは、ガバナーエレクトがクラブと地区の次期リーダーに研修を行い、ガバナーが現会員に研修を提供するのを支援する。地区における研修では、ガバナーエレクトが会長エレクト研修セミナー、地区研修・協議会、補助金管理セミナー、地区チーム研修セミナーを招集し、ガバナーが地区指導者育成セミナーやその他の研修・リーダーシップ育成プログラムを（必要に応じて）招集する。
- (2) 地区研修委員会の委員長を務め、必要に応じて研修やその他の行事における責務をほかの委員に割り当てる。責務には以下のことが含まれる。
 - (a) 地区で行われる研修を管理する。
 - (b) 研修にかかわるほかの地区委員会と連絡を取り合う。
 - (c) RI 研修リーダー、ロータリーコーディネーター、ロータリー財団地域コーディネーター、ロータリー公共イメージ・コーディネーター、恒久基金／大口寄付アドバイザーなど、RI およびロータリー財団のリーダーと、研修について相談する。
 - (d) 地区ガバナーやガバナーエレクトと協力して以下を行う。
 - ①会合の招集者が立案した研修プログラムを実施する。
 - ②セミナーの研修者を人選する。
 - ③最も効果的な研修方法を決める。
 - (e) ガバナーエレクトと協力して補助金管理セミナーへの出席を呼びかける。
 - (f) 必要に応じて、クラブ研修リーダーを支援する。
- (3) 地区研修リーダーは、ガバナーエレクトが任命し、RIへ報告する。

5.11.2. RLI委員会（地区RLIに関する内規より抜粋）

- (1)本地区のロータリーリーダーシップ研究会（以下、RLIという。）の年度事業計画を定め、推進するため、本地区にRLI委員会（以下、本委員会）を設置する。
- (2)本委員会は、地区ガバナーの指揮監督の下、以下の責務を担う。
 - (a) RLI実施にかかる年度事業計画の策定
 - (b) RLI実施日の選定
 - (c) RLI実施にかかる登録費用の決定
 - (d) ディスカッションリーダーの指揮監督
 - (e) ディスカッションリーダー候補者への研修およびその案内ほか
 - (f) RLIを推進するための講師派遣要請。但し、その要請は、地区ガバナーと連名とする。
 - (g) 地区内ロータリークラブおよびロータリアンへのRLI実施にかかる通知または募集。但し、その通知または募集は、地区ガバナーと連名とする。
 - (h) RLI日本支部との連絡調整および負担金の支払
 - (i) 地区内クラブへのRLI啓蒙活動および活動報告
 - (j) ディスカッションリーダー選任にかかる地区ガバナーへの推薦および助言
 - (k) RLI推進にかかる地区ガバナーへの進言および助言
 - (l) その他RLIに関する一切の決定
- (3)本委員会は、委員（ディスカッションリーダー及びテクニカルコーディネーターを含む）でこれを構成し、これを委嘱することにより選任する。
- (4)本委員会には、委員の中から委員長1名、副委員長若干名を置く。
- (5)本委員会には、地区研修委員会委員の中からアドバイザーを置く。
- (6)本委員会の委員長および副委員長は、地区幹事、ディスカッションリーダーを経験した者からこれを選任する（当該年度を含む）。
- (7)本委員会の委員長は、(2)の委任を時機に即して行うことができ、かかる場合は、事後速やかに本委員会に報告するものとする。
- (8)ディスカッションリーダーは、原則として、以下を満たした者の中から、地域に応じた必要数等を勘案して地区ガバナーへ推薦する。
 - (a) 国際協議会の研修を受け、または受ける予定の地区役員。
 - (b) ディスカッションリーダー候補者として地区の登録を受け、本委員会の研修（以下、DL研修という。）を受講し、かつRLI（パートI・II・IIIの全て）を修了した者。
- (9) RLIに関する事項は、地区戦略計画および地区戦略計画案の一環を成す。
- (10) (2)に定める事項を地区戦略計画委員会にて決定した場合、本委員会は、これを優先して実施する。
- (11) 本委員会の活動は、地区諮問委員会へ都度報告をする。
- (12) 本委員会の活動に関する地区諮問委員会への諮問は、地区ガバナーがこれを行う。
- (13) ディスカッションリーダー候補者は、地区の委員とはせず、その選任は地区へ登録することによりこれを行う。
- (14) ディスカッションリーダー候補者の地区への登録は、以下のいずれかの方法を経てこれを行う。
 - (a) 地区ガバナーの指名
 - (b) 本委員会の推薦。但し、地区ガバナーの承諾を必要とする。
 - (c) 各ロータリークラブの推薦。但し、地区ガバナーの承諾を必要とする。
- (15) 以上のほかは、地区RLIに関する内規によるものとする

5.11.3. 会員増強委員会（RPC17.30.2.による常任委員会）

- (1) 本委員会は、ガバナーの指示の下、会員増強につながる会員増強策を検討、奨励、実施し、また、地区内に新しいロータリークラブを結成する計画を立て、実行する。
- (2) 本委員会の責務は以下の通りとする。
 - (a) 各クラブが会員増強目標を達成できるよう、ガバナーやガバナー補佐とクラブのリーダーと協力する。
 - (b) ロータリークラブ・セントラルおよびその他の会員増強リソースに精通するとともに、クラブやローターアクトクラブに紹介する。
 - (c) ロータリーコーディネーターをリソースとして活用する。
 - (d) 地区研修委員会と相談の上、地区会員増強セミナーを立案、推進、実施するほか、地区規模の会員増強活動を調整する。
 - (e) RIまたは会長による会員表彰プログラムに参加するようクラブを奨励する。
 - (f) ほかの地区委員会と連絡を取り、会員の入会および参加促進活動を支援する活動を調整する。
 - (g) 委員会委員の名前をすべてのクラブに知らせ、これらの委員から援助が受けられることを伝える。小規模クラブと弱体クラブに特に注意を払う。
 - (h) 効果的な会員の入会促進計画を立て、これを実施するようクラブを奨励する。
 - (i) クラブ会員増強委員長が責務を遂行するのを支援する。
 - (j) クラブを訪問し、成果のある入会・参加促進活動について話し、それらの活動に関する情報を与える。
 - (k) 現在ロータリークラブ、ローターアクトクラブは存在しないが、新クラブ結成の条件を備えている地域社会を探し出す。
 - (l) 既存クラブによる地域社会への奉仕に影響を与えることなく、追加の新クラブやローターアクトクラブを創設できる可能性のある地域社会を探し出す。
 - (m) 革新的なクラブモデルを紹介し、衛星クラブや新クラブの結成と設立を助ける。
 - (n) 柔軟性あるクラブ運営やクラブ細則の策定を支援し、クラブの刷新を支援する。
 - (o) クラブ運営につき多様性・公平さ・インクルージョン（DEI）推進を支援する。
- (3) 理事会は、本委員会の委員長を3年任期で任命することを要請している。本地区はこれに留意し、ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニー協議の上、委員会のリーダーシップに継続性を図るものとする。

5.11.4. 公共イメージ委員会（RPC17.30.2.による常任委員会）

- (1) 本委員会は、ロータリーを一般の人々に広め、ロータリーへの理解と支援を促進する。また、一般に向けた効果的な広報や公共イメージの向上により、ロータリーへの支援が集まり、寄付の動機や入会、活動参加への魅力が高まることを、ロータリアンに広く認識してもらうよう努める。
- (2) 本委員会の責務は以下の通りとする。
 - (a) 公共イメージを優先させるよう地区内ロータリークラブに奨励する。
 - (b) 報道機関、地域社会のリーダー、ロータリー・プログラムの受益者にロータリーを推進する。
 - (c) ロータリーのビジュアルアイデンティティと「ボイス」（ストーリー）を推進する。
 - (d) 地区ガバナーや他の重要な委員会委員長と連絡を取り、地区のプロジェクトや活動の情報を常に把握しておく。
 - (e) ロータリー公共イメージコーディネーターと連携し、協調する。
 - (f) RIの公共イメージ資料をクラブに渡す。
 - (g) ロータリーの活動のさまざまな側面（ポリオプラス、6つの重点分野、補助金活動の成功、学友の活動、地区やロータリーに贈られた賞や表彰など）について周知を図る。
 - (h) 地区内クラブにソーシャルネットワークサービス（SNS）やビデオ会議システム、インフォメーション・テクノロジーの活用を推進する。

5.11.5. 奉仕活動委員会 (RPC17.30.2.)

- (1) ガバナーは、ロータリークラブおよびローターアクトクラブに社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕活動についての意欲を喚起し、プロジェクトを支援する。
また、これらの土台にあるものは、職業奉仕をはじめとするロータリーの基本理念や価値観であり、ロータリーを他の団体とを分つ要素である。これらロータリーの基本理念や価値観は、指針を基に個々が実践することによって持続的に体现されるものである。本地区は、これらを包含する委員会として本委員会を任命する。
- (2) 本委員会には、委員長を補佐する副委員長を数名置く。
本委員会は、ガバナーの指揮の下、次項に定める役割を担うほか、地区奉仕活動セミナーを計画、推進、実施する。

5.11.5.1. 社会奉仕に関する奉仕活動委員会の責務

- (a) 社会奉仕活動の選択に関するロータリークラブの自治を基本としつつ、クラブが取り組むとよい地区内の新しい傾向、課題、または問題を特定するのを援助する。
- (b) 成果を上げた社会奉仕プロジェクトについて話し、クラブ・プロジェクトの強化に役立つロータリーのプログラムや強調事項に関する情報を提供するために地区内クラブを訪問する。
- (c) クラブ社会奉仕委員長が責務を遂行するのを奨励、援助する。
- (d) ロータリー地域社会共同隊 (R C C: Rotary Community Corps/RCP40.030.) の情報を紹介し、クラブがRCCを提唱するのを奨励し、プロジェクト開発案を交換するために地区レベルのRCC研修を奨励する。
- (e) RIの行動計画達成のための優先項目に沿ったプロジェクトをクラブに奨励する。
- (f) アイディアを交換し、プロジェクトを推進するために、地区大会や地区研修協議会、その他の会合と付随して、地区レベルでのクラブ社会奉仕委員長の会合を組織する。
- (g) 情報を分かち合い、クラブの目標設定を援助することを通じて、クラブ社会奉仕プロジェクトとロータリー以外の地元の奉仕団体との間で協力できる分野を探す。
- (h) ガバナー月信で広報するために、クラブ社会奉仕委員長に、成功を収めた社会奉仕プロジェクトについて定期的に報告するよう要請する。さらに、出版物に掲載される可能性もあるので、RIや地域雑誌委員会にも報告するよう要請する。
- (i) 地区やゾーンの会合で、優れた社会奉仕プロジェクトの展示を実施する。
- (j) クラブの協力を得て地区規模（誰でも参加できる）の社会奉仕活動を推進する。
- (k) あらゆるクラブの奉仕活動への参加促進に向けてリソースを促進する。

5.11.5.2. 国際奉仕に関する奉仕活動委員会の責務

- (a) クラブの海外プロジェクトを支援する。また、地区内クラブを海外の協力クラブとひきあわせたり、補助金申請プロセスを援助する。特に、グローバル補助金の申請数の改善と、国際ロータリーのクラブおよび地区との協力体制の構築を重視する。
- (b) プロジェクトおよび補助金の改善に向けてリソースの特定と促進をするため、地区ロータリー財団委員会、学友委員会、ローターアクト委員会、ロータリー米山記念奨学委員会を含む地区全体の他のリーダーと協議し、協力する。
- (c) 親睦を強調した訪問、国際ボランティアの機会、そしてロータリークラブと地区の間のパートナーシップを育成する。
- (d) クラブによる国際奉仕活動の紹介や広報を行う。
- (e) 地区内クラブに国内外の姉妹地区、姉妹クラブの紹介や提携推進に務める。
- (f) マイロータリー/ロータリーショーケースや国際大会ブースの紹介など、クラブの国際奉仕プロジェクトの機会開発を支援する。

5.11.5.3. ロータリーの基本理念に関する奉仕活動委員会の責務

- (1) ロータリアンが一体となり、スキルと情熱をもって地域社会に変化をもたらしてきたロータリーの100年以上の実績は、世界中のロータリアンの誇りを高めてきた。ロータリークラブと地区は、ロータリーの使命を遂行し、ロータリーが受け継いできた職業人精神と奉仕の歴史を理解するために、ロータリーのガバナンス（組織統治）に関する資料に加え、ロータリーの基本理念と価値声明に通ずるべきである。
本委員会は、広く地区内クラブにロータリーの基本理念について理解を推進し、個々のロータリアンにロータリー観の涵養を促し、奉仕する意欲を高めるものとする。
- (2) ロータリーの基本理念として、以下を含むものとするが、これらに限るものではない。
 - (a) 職業奉仕の基本原則 (RCP8.030..)
 - 職業奉仕に関する声明
 - ロータリアンの行動規範
 - 職業奉仕に関する重要なメッセージ
 - (b) 社会奉仕の基本原則 (RCP8.040.1.)
 - 社会奉仕に関する1923年の声明
 - 社会奉仕に関する1992年の声明
 - (c) 四つのテスト (RCP34.070.)
 - (d) ロータリーの目的 (RI定款第4条・標準ロータリークラブ定款第5条)
 - (e) 五大奉仕部門 (標準ロータリークラブ定款第6条)
 - (f) 国際ロータリーの標語 (RCP34.080.)
 - (g) 国際ロータリーの使命 (RCP26.010.1.)
 - (h) ロータリー財団の使命 (FRCP10.020.)
 - (i) 中核的価値観 (RCP26.010.2.)

5.11.6. ロータリー財団委員会 (RPC17.30.2.による常任委員会・RFCP25.010.)

- (1) 地区ロータリー財団委員会に関する方針は、ロータリー財団章典第25条に概説されている通り、ロータリー財団管理委員会が決定する。
- (2) 本委員会の委員は、財団に関する豊かな経験と熱意のあるロータリアンから成り、ガバナーと協力して、財団に関する研修や情報伝達、財団プログラムへの参加の奨励などを行う。地区ガバナーは委員会の職権上の委員であり、地区ロータリー財団委員会の決定を反映するため、地区財団活動資金の使用を許可する2名分の署名のうち1名分を担当する。現職の地区ガバナーは地区ロータリー財団委員会委員長を務めることはできない。
- (3) 本委員会の継続性を保つために、ロータリー財団委員長は3年任期で任命され、各年度のガバナーおよびガバナーエレクトと協力する。また、ガバナーによる指揮の下、委員と協力して財団活動の計画、調整、評価を行う。
- (4) 地区ロータリー財団委員会のすべての委員は、ロータリー財団地域コーディネーター (RRFC) が実施するロータリー財団地域セミナーに出席するよう期待される。さらに、すべての委員は、ロータリー章典第20条に記載されている通り、地区チーム研修セミナーやその他の地区研修会に出席および参加することが期待される。
- (5) 地区ロータリー財団委員会の委員は、5つの小委員会の委員長を務める。
- (6) 小委員会は以下のロータリー財団の運営を管理するために任命されるものとする。

5.11.6.1. 補助金小委員会 (RFCP25.020.2.)

本小委員会は、クラブおよびロータリーアクトクラブがロータリー財団の補助金[地区補助金(D G:District Grants)とグローバル補助金(G G:Global Grants)]を利用して教育的、職業的、人道的活動を実施できるよう、支援する。また、災害救援補助金の活用について助言を与える。本小委員会の責務には以下がある。

- (a) ロータリー財団の補助金について熟知し、補助金に関する情報を地区内の会員に提供する。
- (b) 「地区補助金とグローバル補助金の授与と受諾の条件」についてクラブに伝え、指導し、クラブがこれを順守するよう確認する。
- (c) クラブと地区への補助金の配分に関して地区の方針を定め、その方針を実行する。
- (d) 地区ロータリー財団委員長と協力し、地区補助金に関する情報および補助金資金の支払いに関する地区の方針を立案・実行する。DDF（地区財団活動資金）の配分について助言する。
- (e) 地区ロータリー財団委員長と協力して、補助金資金（DDF：地区財団活動資金、WF：国際財団活動資金）の支払いを管理し、報告書作成のために適切な記録が保存されるようにする。
- (f) 地区ロータリー財団委員長と協力し、グローバル補助金（人道的奉仕）を成功に導くため、クラブやパートナー地区と協力して、パートナーやリソースを見つける。また、クラブがグローバル補助金の申請するにあたって、クラブを支援する。
- (g) 地区ロータリー財団委員長と協力し、グローバル補助金奨学金についてクラブと地区および社会に情報を提供する。また、奨学生候補者から提出された申請書類を精査し、面接試験を経て合格者を選考する。奨学生候補者およびクラブが財団へ申請するにあたって支援する。また、地区学友委員会と協力する。
- (h) 財団資金管理委員会と協力して、資金管理を徹底させる（クラブと地区が提唱する補助金の報告を含む）。

5.11.6.2. 資金管理小委員会 (RFCP25.020.4.)

本小委員会は、補助金の管理を徹底させ、適切な補助金管理についてロータリアンに情報や研修を提供する。地区が補助金を監督するにあたり、この小委員会が重要な役割を担う（特に補助金の金額が大きい場合には、所期の目的に沿って資金が使用されるよう監督することが重要となる）。本委員会の責務には以下がある。

- (a) 財務管理計画の作成をはじめ、「地区の覚書(MOU)」の実施を援助する。
- (b) 補助金管理セミナーの実施を支援するなど、クラブの参加資格認定を援助する。
- (c) 補助金小委員会と協力して、資金管理を徹底させ（クラブと地区が提唱する補助金の報告を含む）、モニタリングと評価を行う。
- (d) 補助金に関与するすべての人について、利害の対立（またはその疑い）が生じないように徹底させる。
- (e) 補助金関連活動での資金の悪用や不正を解決する手順を定め、資金の悪用や不正があればロータリー財団に報告し、地元で初期調査を実施する。
- (f) 財務管理計画の年次財務評価を行い、その結果がクラブに通知されるようにする。

5.11.6.3. 資金推進小委員会 (RFCP25.020.3.)

本小委員会は、地区における財団への寄付の推進と、寄付者の表彰・認証を管理する。本小委員会の責務には以下がある。

- (a) クラブが寄付目標とその達成に向けた戦略を立てるのを援助する。
- (b) クラブと地区のファンドレイジング（寄付推進）活動を計画する。
- (c) 財団のファンドレイジングの取り組みについてクラブに伝え、クラブのモチベーションを高める。
- (d) 年次基金、恒久基金の寄付、使途指定寄付による大口寄付者を地区内全ロータリアンに奨励する。
- (e) 地域リーダーと協力し、ロータリアンに大口寄付や恒久基金への支援に関するリソースを紹介し、意欲を喚起する。
- (f) 地区ポールハリスソサエティコーディネーターと協力し計画寄付を推進する。
- (g) 地区内の寄付者への感謝行事を企画する。
- (h) DDF（地区財団活動資金）の配分についてガバナーに助言する。

5.11.6.4. ポリオプラス小委員会 (RFCP25.020.1.)

本小委員会はポリオ根絶に向けたロータリーの取り組みを支援し、すべてのロータリアンによるポリオプラス活動への参加を奨励することを担当する。本小委員会の責務は以下にある。また、ポリオ根絶に関し、本小委員会と同じような機能を果たすクラブの委員会を設置するよう、クラブ会長に奨励する。

- (a) ポリオ撲滅活動の情報をロータリアンや地域社会の人びとに伝える。
- (b) ポリオプラスへの寄付をロータリアン、クラブ、地区に奨励する。また、DDF（地区財団活動資金）をポリオプラスに寄贈するよう地区に勧める。
- (c) 少なくとも年に1度、地区によるポリオ募金活動を企画する。
- (d) ロータリー財団委員長、公共イメージ委員会委員会、ガバナーと協力し、模範となるポリオ根絶活動を実施したクラブを表彰する。
- (e) 地区会合で地域リーダーやガバナー、地区研修リーダーと協力してポリオ根絶に関する発表または研修、事例紹介を行う。
- (f) ポリオプラス委員会（国別ならびに地域別）、政府機関、その他の団体と連絡を取って、ポリオ撲滅活動（ワクチン接種活動）の調整を図る。
- (g) 資金推進小委員会と協力してロータリーカードの活用を推進する。
- (h) DDFの配分について地区に助言する。

5.11.6.5. ロータリー平和フェローシップ・学友小委員会 (RFCP25.020.5・25.020.6)

地区ロータリー平和フェローシップ・学友小委員会は、ロータリー平和フェローシップ候補者の募集、支援、推薦するとともに、国際ロータリー第2620地区ロータリー財団学友会（同会会則に定める通称として以下、山静学友会という。）との継続的關係を担当する。

本小委員会の責務は以下にある。

- (a) この役割に関連するすべての研修を完了する。
- (b) ロータリー平和センタープログラムを推進し、プログラムへのクラブによる関与を強く奨励することで、フェロー候補者を募る。
- (c) 申請書の質を高めるための提案・助言を行って候補者を支援する。
- (d) どの候補者を推薦すべきかを決定するために、候補者との面接を実施する。
- (e) すべてのロータリー平和フェローシップについて地区の専門家および情報・支援提供者としての役割を務めるものとする。
- (f) 地区学友会委員会と協力して平和フェローを特定する。
- (g) 地区学友委員会と協力し、山静学友会にロータリー活動への積極的なかわりを促す。
- (h) 山静学友会に入会した者と、会員を推薦したクラブから選任される顧問ロータリアンとの連絡調整を図り、留学・研修等の計画を成功に導く。
- (i) 地区の学友活動への参加を促し、また、学友関係でクラブを支援する。

5.11.7. ロータリープログラム委員会 (RCP第41条)

(1) 本委員会は、RI理事会の定めるロータリープログラムのうち青少年を対象とするインターアクトおよび青少年交換等を担当し、クラブおよびローターアクトクラブを支援する。本地区における本委員会は、インターアクト小委員会と青少年交換小委員会からなるが、共通の責務として以下がある。

- (a) 青少年は社会共通の財産であるとの認識に立ち、クラブおよびローターアクトクラブともにこれを育み、世界理解、親善、平和に寄与する。
- (b) プログラムの参加者にロータリーの基本理念を啓蒙する。
- (c) 各地区委員会およびクラブ、ローターアクトクラブと相互に協力し、ロータリーへの積極的なかわりを促す。特に、奉仕を強調する。
- (d) 各地区委員会およびクラブ、ローターアクトクラブと相互に協力し、プログラムの参加者がネットワークを築きアイデアを広げ、行動を起こすよう意欲を高める。
- (e) 若者にさまざまな機会を与えるため、他団体との協力を奨励、促進する。

- (f) 若い人びと（インターアクター、ローターアクター、青少年交換学生、ロータリー米山記念奨学生、および学友などロータリーの世界的コミュニティの若者たち）をつなぎ合わせる。
 - (g) 一つのプログラム／活動から次のプログラムへ移行できるよう助け、また、若者がリーダーシップの力を身につけるにつれて新しい責務を任せるよう奨励する。
 - (h) プログラムの元参加者が、継続的にロータリーとの関係を保てるよう支援する。
 - (i) RI理事会の定める青少年保護規定を遵守するほか、ガバナーの指揮、監督の下、不測の事態を想定し、強固な危機管理体制を構築するために、地区組織において横断的指導力を発揮する
 - (j) 本地区の危機管理規定およびRIの多様性・公平さ・インクルージョン（DEI）に精通し、すべての参加者にとって安全な活動環境に努める。
 - (k) 地域合同の研修会に参加し、プログラムの充実と危機管理に努める。
 - (l) RI理事会の定める青少年奉仕月間（5月）を強調し、プログラムの活用を推進する。
- (2) 本委員会の委員長は、本地区の青少年保護役員を務めるものとする。

5.11.7.1. インターアクト小委員会（RCP17.030.2・41.010.）

- (1) インターアクトは、1962年6月にRI理事会で採択された国際ロータリーのプログラムであり、インターアクトクラブは、12～18歳までの青少年により構成される組織体である。その目的は、奉仕、国際理解、指導力育成に寄与する世界的な友好の精神の中で、相共に活動する機会を提供することである。本委員会の責務は以下にある。
- (2) 本小委員会委員には、ローターアクターを加えることを奨励する。地区内インターアクトクラブの提およびスポンサーにローターアクトクラブが加わる場合には、当該ローターアクトクラブから本小委員会に委員を選出するものとする。
- (3) 本小委員会の責務は以下にある。
 - (a) RI理事会の定めるインターアクト方針声明および標準インターアクトクラブ定款に精通する。
 - (b) 参加するインターアクトクラブの指導とプログラムを充実させるためにスポンサークラブを通して助言を行う。
 - (c) インターアクト指導者講習会や連絡会議を企画する。
 - (d) 地区インターアクト年次大会の企画開催を補助するほか、その他会合および活動においてインターアクトクラブおよびスポンサークラブを支援する。
 - (e) 地区内ロータリークラブおよびにローターアクトクラブにインターアクトプログラムを紹介し、意義を伝える。
 - (f) 非スポンサークラブに対して、インターアクトクラブの設立などのサポートを積極的に行う。
 - (g) 世界インターアクト週間（11月5日を含む月曜日から日曜日の1週間）をはじめ、適宜インターアクトに関するリソースをクラブおよびローターアクトクラブに伝える。
 - (h) インターアクトビデオコンテストなど、行事・イベントへの参加を呼びかける。

5.11.7.2. 青少年交換小委員会（RCP17.030.2・41.050.）

- (1) ロータリー青少年交換は、1974年6月にRI理事会で採択された国際ロータリーのプログラムである。ロータリー青少年交換プログラムは、15～19歳の青少年が海外に滞在（長期または短期）することにより、海外の人々と交流し、異文化を体験する機会を青少年に提供する。また、異文化出身の学生との交流を通じて、受入クラブ、ホストファミリー、そして地域社会が豊かになる。このプログラムは、青少年の国際理解と親善の精神を育み、平和の構築と維持に不可欠な異文化理解能力の養成に役立つものである。

- (2) 本小委員会委員長の任期の限度は、3年と定めるようガバナーに奨励されている一方で、青少年交換プログラムには特別な専門知識や経験が必要とされるため、後継者に十分な研修を施すのに委員長の任期を延長する必要もあることを認める。ガバナーは、プログラムの継続性を確保するために、青少年交換委員会の人員交替を一度に33パーセントを超えて行わないよう奨励されている。
- (3) 青少年交換プログラムに参加するためには、地区はRIより認定されなければならない。この認定プログラムは、以下のような青少年保護に関する必須条件やプログラムの運営におけるベストプラクティスを確立することによって、学生の安全を確保するものである。
- (a) 「青少年と接する際の行動規範に関する声明」の採用、ならびに地区の虐待とハラスメント防止に関する方針、あるいは青少年保護に関する方針の作成。
 - (b) 青少年交換プログラムの法人化あるいは同等の合法的な組織／団体化。
 - (c) 地区の所在地において適切な補償額と限度額を備えた一般損害保険への加入。
 - (d) 地区プログラム外で企画されたクラブ間の交換の禁止。
- (4) 本地区は、他地区合同青少年交換プログラムに加入し、これを遵守することによりRIによるプログラム参加認定の要件を満たすものとする。
- (5) 本地区は、青少年交換プログラムの実施にあたり、事故、死亡、早期帰国、犯罪、虐待やハラスメント（嫌がらせ）の申し立てなど（ただしこれに限るものではない）、すべての事態は、この事態の報告を受けてから72時間以内に、RIに報告するものとする。72時間以内のRIへの事態報告を怠った場合、地区の青少年交換への参加資格の停止、または順守不たその他の措置が実施される場合がある。本地区は、個人、クラブが、適時の報告を故意に行わなかった場合、RI理事会によりクラブを終結させる場合があることを周知する。
- (6) 青少年交換プログラムには、長期交換プログラムと短期交換プログラムがある。それぞれの内容はRI理事会の定めるところによる。
- (7) ロータリー年度をまたぐプログラムの実施（企画、募集から帰国修了まで）については、実施の有無、派遣人数等につき当該年度のガバナーによる合意を必要とする。
- (8) 本小委員会の一般的責務は以下にある。
- (a) 青少年交換に関する地区全体の活動を調整する。
 - (b) ガバナー補佐や各クラブと定期的に連絡を取りながら、プログラムへの参加を奨励する。
 - (c) 会員の参加・関与を奨励して青少年交換を推進する。
 - (d) RIの方針に沿った地区プログラムの指針と学生のための規則を定める。
 - (e) 地区やクラブのウェブサイト、広告やニュースの記事を通じて、青少年交換プログラムを地区全域に推進する。
 - (f) 学生、ホストファミリー、カウンセラー、クラブおよび地区役員を含むプログラム参加者全員の間での効果的なコミュニケーションを維持する。
 - (g) 青少年交換活動から個人的な金銭的利益を受けることのないよう細心の注意を払いながら、予算を作成し、ガバナーおよび地区財務委員会に提出して承認を受ける。
 - (h) 成功談、交換に関する興味深いアイディア、学友と関連した有意義な体験、ロータリーの出版物とRIのウェブサイトに掲載できそうなその他の活動をRIに報告する。
 - (i) 年次報告書を作成する。

- (9) 本小委員会は、ロータリープログラム委員長による指揮の下、具体的に以下を行う。
- (a) ロータリークラブと協力して、以下を行う。
 - ①クラブ青少年交換委員会を研修する。
 - ②受入学生と派遣学生への期待事項を定める。
 - ③クラブの青少年交換活動の充実化を援助するために、ロータリーのリソースに関する情報を提供する。
 - ④プログラムのあらゆる面において学友を関与させ、青少年交換の学友グループ
 - ⑤「ROTEX」の活動を企画するようクラブに奨励する。
 - ⑥青少年交換プログラムにおける以下のような青少年保護活動の調整を図る。
 - ⑦ホストファミリー、学生、成人のボランティアを研修する。
 - ⑧委員、ホストファミリー、ロータリアン・カウンセラーとその他の人々（ただしこれらに限らない）を含む成人のボランティア全員を審査する。これには、青少年と活動するボランティアとしての適性を判断するための面接や、ボランティアが青少年ボリア誓約書へ記入したことの確認、警察の犯罪歴記録の確認や照会を含む経歴照会を行うことも含む。
 - ⑨性的虐待あるいはハラスメント（嫌がらせ）を自ら認めた、または有罪を宣告された、あるいはそれに関与したと認められたボランティアを、ロータリーが関係する青少年活動に参加させないようにする。
 - (b) 青少年交換学生のために地区認定条件のすべてを満たす支援体制をつくる。虐待またはハラスメント申し立てがあった場合に学生を支援するための手続をあらかじめ定めておく。これには、申し立てのあった加害者とロータリープログラムに参加する青少年との接触を断つこと、学生を移動させる際の基準を確立すること、臨時宿泊施設を見つけること、支援を提供することなどが含まれる。
 - (c) 派遣に関して以下を行う。
 - ①交換地区と関係を築き、学生の受け入れ先を決めるために連絡を取る。
 - ②クラブの推薦に応じて応募学生の面接を実施し、派遣候補学生を決定する。
 - ③学生と保護者のためのオリエンテーションを提供する。
 - ④学生のために、旅行やビザの手配を補助する。
 - ⑤学生、保護者、旅行代理店の間で連絡役を務め、交換の旅程を立てる。
 - ⑥海外に滞在中の学生から送られた報告書に目を通し、何か異常が報告された場合には措置を取る。
 - ⑦プログラム修了書の発行をガバナーに要請する。
 - (d) 受け入れに関して以下を行う。
 - ①受入ロータリークラブと学生の派遣地区との間の連絡役を務める。
 - ②学生のために、旅行やビザの手配を補助する。
 - ③学生の到着後にオリエンテーションを実施する。
 - ④ホストファミリーの選定とオリエンテーションの実施においてクラブを援助する。
 - ⑤到着する学生を地元の空港で出迎える。また帰国便の手配を補助する。
 - ⑥危機管理委員会およびロータリー青少年交換プログラム多地区合同機構と協力して
 - (e) 危機管理方針を定め、危機管理対策を実行する（これには性的虐待、ハラスメントのほか、事故、病気、死亡、早期帰国、犯罪、自然災害、社会情勢等、プログラムに深刻な影響を及ぼすあらゆる事態を含む）。
- (10) 本小委員会の協力によりガバナーが定める本地区の青少年交換プログラムにかかる指針および学生の規則並びに危機管理規定は、プログラムの開始に先立ち学生、保護者クラブに説明をし、その遵守について誓約を得るものとする。
- (11) 以上のほか、青少年交換プログラムの実施に必要な手続は別途定め、周知を図る。

5.11.8. ローターアクト委員会 (RCP17.030.2・第12条)

- (1) ローターアクトクラブは、社会奉仕と国際奉仕を通じて行動し、リーダーシップのスキルを学び、職業人としての能力開発に参加する若い成人の団体である。本地区は、RI理事会の奨励に基づきローターアクト委員会を任命する。

- (2)本委員会は、同人数のロータリアンとローターアクターにより構成されるべきものとし、ガバナーにより任命された地区ローターアクト委員長（ロータリアン）と地区ローターアクト代表（ローターアクター）がこの委員会の共同委員長を努めるものとする。
- (3)地区ローターアクト代表は、ロータリーガバナーの指導と助言を受け、地区ローターアクト委員会および他の適切なロータリー地区委員会と協力すべきである。
- (4)地区ローターアクト代表は、他の地区リーダーと協力して、以下を行うべきである。
 - (a) 地区ローターアクトニュースレターを作成、配信する。
 - (b) 指導力研修を支援し、実施する。
 - (c) 地区全域でローターアクトの推進と拡大活動を実施する。
 - (d) 奉仕活動を計画、実施する（地区内のローターアクトクラブの4分の3の承認を得た場合）。
 - (e) ローターアクトクラブがプロジェクトを実施する際、助言と援助を提供する。
 - (f) 地区におけるロータリーとローターアクトの合同活動を調整する。
 - (g) 地区レベルにおけるローターアクトの広報活動を手配する。
 - (h) 地区内のローターアクトクラブ役員研修会を計画し、実施する。
- (5)本委員会の責務は以下にある。
 - (a) RIのElvate Rotaractを地区に落とし込み、ローターアクトクラブを強化する。
 - (b) ガバナー補佐や各クラブと定期的な連絡を取りながら、関与を奨励する。
 - (c) ローターアクト参加者を地区行事に招いて体験談を紹介してもらい、奉仕活動で協力し、リーダーシップおよび専門能力開発の研修に出席することにより、ローターアクトを推進する。
 - (d) ローターアクトクラブの新規結成を支援する。
 - (e) ローターアクトクラブ役員およびスポンサークラブの研修と支援を行う。
 - (f) ローターアクト活動から個人的な金銭的利益を受けることのないよう細心の注意を払いながら、予算を作成し、ガバナーおよび地区財務委員会に提出して承認を受けるものとする。
 - (g) ローターアクト年次地区大会を補助する。
 - (h) 地区内のローターアクトクラブのその他の管理運営機能を監督する。

5.11.9. ロータリー米山記念奨学委員会

- (1) 公益財団法人ロータリー米山記念奨学会(以下、米山奨学会という。)は、日本のロータリーが共同で運営する民間奨学団体であり、ロータリー米山記念奨学事業（以下、本奨学事業という。）は、RIから認められた日本のロータリー全地区による他地区合同活動である。本地区は、外国人留学生の優れた学業を支援し、日本と母国との架け橋になる人材を育成し、国際親善と平和に寄与する本奨学事業を推進するために本委員会を任命する。
- (2) 本委員会の責務は以下にある。
 - (a) 本奨学事業の理念と目的について、クラブを通じてロータリアンに啓蒙し理解を深めるよう努める。
 - (b) クラブ、ロータリアン、カウンセラーを対象に各種セミナー、研修、オリエンテーションを実施する。
 - (c)本地区ロータリー米山記念奨学生学友会を支援し、奨学生および学友との交流を図る事業を計画する。

- (d) 世話クラブ・カウンセラー制度をクラブに充分紹介し、「世話クラブ」と「カウンセラー」を募り決定する。
- (e) 米山奨学会と本地区、及び本地区と世話クラブとの業務委託につき、契約締結を円滑に進める。
- (f) 地区行事や奉仕活動に奨学生及び学友を招き、ロータリアンとの国際交流を深める。
- (g) 地区内クラブにホームカミング制度やよねやま親善大使の活用など米山奨学会のリソースを紹介する。
- (h) ガバナーに地区寄付額目標設定について助言し、決定された地区寄付目標額の達成に努める。
- (i) 本委員会および奨学生のクラブでの卓話を計画、実施する。
- (j) 地区学友委員会に奨学生、学友を紹介し協力する。
- (k) ローターアクト委員会、ロータリープログラム委員会など他の地区委員会と協力して若い世代を結びつける。
- (l) 学友のロータリークラブまたはローターアクトクラブへの入会を促し、支援する。
- (m) 奨学生にかかわるハラスメントや事故が発生した場合、速やかに危機管理委員会と連携して対処する。

5.11.10. 学友委員会 (RCP17.030.2)

- (1) 以下のプログラムへの元参加者が「ロータリー学友」と呼ばれている。
インターアクト、ローターアクト、ロータリー青少年交換、新世代交換、ロータリー青少年指導者養成プログラム、ロータリー平和フェロシップ、ロータリーの奨学金（グローバル補助金、地区補助金）、職業研修チームのチームメンバーまたはリーダー、ロータリー米山記念奨学事業。また、以前のプログラム参加者（国際親善奨学、研究グループ交換のチームメンバーまたはリーダーなど）も含まれる。
- (2) 本委員会は、地区学友との継続的な関係を管理するための計画を策定、実施する。
また、学友関係で各クラブを支援する。本委員会の責務は以下にある。
 - (a) 学友とその能力（話者としての能力、計画遂行能力、会員となる可能性、財団やロータープログラムへの貢献等）を確認し、そして彼らの一人ひとりをクラブや地区の活動に結びつけて行くために、他の地区委員会、特に会員増強委員会、奉仕活動委員会、ロータリー財団委員会、ロータリープログラム委員会、ロータリー米山記念奨学委員会と連携協力する。
 - (b) ロータリーとの関係を維持するために、学友と共に活動する方法を生み出す。
 - (c) プログラム間の相互推進活動を指揮し、奉仕の機会を推進する。
 - (d) 学友にデータをRIに報告するよう奨励し、地区の委員長と協力してプログラムの参加者が正確にRIに報告されるよう奨励する。
 - (e) プライバシーおよび青少年保護に関する方針ならびに地元の法律を順守する。
 - (f) 適宜、学友関係の行事や学友会を支援、調整する

6. 財務および会計

6.1. 地区資金取扱規約

第1条 目的

本規約は、地区資金の管理運用を的確に行うために準拠すべき規定を定めたものである。

第2条 会計年度

地区資金の会計年度は毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

第3条 予算

- (1) 予算はガバナーエレクトが原案を作成し、諮問委員会に報告して助言を得て、会長エレクト研修セミナーにおいて次期クラブ会長に諮り、年度開始直前の地区研修・協議会において次期クラブ会長の承認を得るものとする。
- (2) ガバナーは当年度の予算執行において特に必要な場合、予算を補正することができる。この場合、諮問委員会に報告するものとする。
- (3) 前年度繰越金は予算計上せず、前年度決算確定後、事後的に収入として受け入れ、予算作成上は、当該年度の収入の範囲内で当該年度の支出を計上する。
- (4) ガバナーエレクトは、ガバナー年度開始にあたり当面必要な資金について、特別事業基金からの借入を原資に予算を作成することができる。かかる場合の手続は、本章6.2.地区特別事業基金会計規約による。

第4条 決算

当該年度のガバナーは年度終了後決算書を作成し、地区会計監査人の監査を受けた後、諮問委員会に報告しなければならない。

第5条 地区会計監査人

- (1) ガバナーは地区会計監査人1名を指名する。
- (2) 地区会計監査人はガバナーの指示により地区会計の監査にあたる。

第6条 収入項目

地区資金等の収入は、次の事項に区分して処理する。

- (1) 特別事業基金より借入
- (2) 特別事業基金取り崩し
- (3) 地区資金収入
- (4) ガバナー配分予算
- (5) 米山奨学生活動費
- (5) 米山奨学生選考試験補助費
- (6) 米山カウンセラー研修補助費
- (7) 米山学友ホームカミング
- (8) 学校説明会補助費
- (9) 世話クラブ補助費
- (10) 地区大会戻入
- (11) 地区研修・協議会登録料
- (12) 会長エレクト研修セミナー登録料
- (13) RLI委員会登録料
- (14) 預金利息
- (15) 雑収入

第7条 地区資金等の納入

各クラブは次により地区資金を納入する。

- (1) 地区会計は上期と下期の期初めに各クラブへ地区資金等を書面により請求する。
- (2) 各クラブは毎年7月1日および1月1日現在の会員数(名誉会員は除く)により、指示された人頭分担金の金額をその月末までに指定された銀行口座に振り込むものとする。その会員数は、国際ロータリーに報告する人数と同一とする。
- (3) 新設クラブは国際ロータリーから認証された日の属する半期の次の半期分から地区資金を納入するものとする。

(4) 各クラブは7～9月、1～3月に入会した新会員、10～12月、4～6月に入会した新会員(上期または下期納入額の2分の1の地区資金)の分担金を速やかに納入するものとする。

(5) 各クラブは前記以外の負担金がある場合は、指示された金額を振り込むものとする。

第8条 地区資金の支出

地区資金は次の項目に区分して支出する。なお、必要に応じて更に小項目および細項目に分けることができる。

(1)地区資金事業会計

- (a) グループ活動費補助金
- (b) 会員増強委員会
- (c) 公共イメージ委員会
- (d) 奉仕活動委員会
- (e) ロータリープログラム委員会
- (f) ローターアクト委員会
- (g) ロータリー財団委員会
- (h) 米山記念奨学委員会
- (i) 米山奨学生活動費
- (j) 米山奨学生選考試験補助費
- (k) 米山カウンセラー研修会補助金
- (l) 米山学友ホームカミング
- (m) 学校説明会費用
- (n) 学友委員会
- (o) RLI委員会
- (p) 地区委員クラブ派遣費
- (q) 地区50年史編纂委員会
- (r) 予備費

(2)地区大会会計

- (a) 地区大会補助金

(3)特別事業基金積立

- (a) 特別事業基金積立
- (b) 特別事業基金積立(災害・危機管理)

(4)地区資金一般会計

- (a) 会議費
 - ①地区大会運営費
 - ②地区研修・協議会費
 - ③IM助成金
 - ④地区役員委員会費
 - ⑤地区チーム研修セミナー費
 - ⑥会長エレクト研修セミナー費
 - ⑦戦略計画委員会・諮問委員会費
 - ⑧地区危機管理委員会
 - ⑨予備費
- (b) 負担金・寄付金
 - ①ガバナー連絡会議費
 - ②RI規定審議会
 - ③ロータリー文庫運営協力金
 - ④世界平和奨学生負担金
 - ⑤RIJYEM維持費協賛金
 - ⑥RLI日本支部
 - ⑦RIJYEM保険料
 - ⑧米山梅吉記念館寄付金

- (c) 管理費
 - ①印刷費
 - ②通信費
 - ③地区ウェブサイト維持費
 - ④渉外費
 - ⑤文献費
 - ⑥記念品費
 - ⑦地区事務所費
 - ⑧雑費
 - ⑨予備費

第9条 事業費及び管理費の収支報告

地区資金から支出された各事業費及び管理費については、その支出先からの収支報告を必要とする。なお、グループ活動費補助金については、その性格上、支出先の事業費を補助する目的であり、かつ、その支出額以上の事業費を消費していることが明らかであるためこの限りではない。

第10条 特別事業基金会計への繰入

ガバナーは、各年度における地区資金事業会計の収支計算の結果、余剰が生じた場合、適宜、特別事業基金会計へ繰入るものとする。

第11条 委員会事業費

委員会の事業費は別紙「委員会会計内規」の通り委員会毎に予算を計上して支出する。

第12条 旅費規程

費用のうち、諸会合への出席に対する旅費は、別に定める地区旅費支給内規により支給する。また、各委員会の開催や委員会の事業にかかわる委員会メンバーの旅費は委員会予算の中で支出する。

6.1.1. 地区資金取扱規約内規

第1条 目的

本内規は地区資金取扱に基づき、地区予算編成にあたり準拠すべき細目を定めたものである。

第2条 地区資金事業会計

- (1) グループ活動費= 1グループ10万円+ (1RC1万円x RC数)
- (2) 委員会予算=事業費・委員会開催費交通費等(詳細は委員会会計内規)
- (3) 災害義捐金=必要に応じて
- (4) 地区大会補助金=期首会員数×4,500円以内
- (5) 地区大会運営費= 150万円以内
- (6) 地区研修・協議会費は、登録者より適切な登録料を徴収したうえで地区の負担額を決定する
- (7) IM助成金= 1グループ20万円(但しIMを開催しない場合は支給しない)
- (8) 地区チーム研修セミナー補助金= 100万円以内
- (9) 会長エレクト研修セミナー費は、登録者より適切な登録料を徴収したうえで地区の負担額を決定する
- (10) ガバナー連絡会議費= 100円×2回×会員数
- (11) RI規定審議会=30万円
- (12) R文庫運営協力金= 150円×2回×会員数
- (13) 世界平和奨学生負担金= 15円×会員数
- (14) RIJEM維持費協賛金=200円×会員数
- (15) 直前ガバナー事務費=地区事務所費として総額で管理する
- (16) ガバナーエレクト事務費=地区事務所費として総額で管理する
- (17) ガバナーノミニー事務費=50万円以内
- (18) その他ガバナーの地区外公式会合出席に伴う諸経費は地区から支出

6.1.2. 地区委員会（小委員会）会計内規

第1章 総則

第1条

本地区の各委員会・各小委員会（以下、委員会とする。）における会計事務は、本内規に定めるところによる。

第2条

委員会の委員長は定められた規則に従い委員会の会計事務を処理する。

第3条

委員長の会計事務は下記の通りとする。

- (1) 委員会関係の現金(預金がある場合は預金)の管理
- (2) 年間事業計画書の収支予算書の作成
- (3) 地区会計(及び事務局)に対する事業毎の事業経費請求書の作成・申請
- (4) 地区会計(及び事務局)に対する事業毎の精算書・領収証一覧表の作成・報告
- (5) その他地区会計の必要とする場合は、見積書・請求書の提示

第2章 事業経費請求申請及び精算報告

第4条

委員会事業費の予算は地区協議会において承認された事業計画による。

第5条

委員会の個別事業については、事業実施2週間前までに事業経費請求書を作成し、地区会計の確認を経て承認を得る。

第6条

委員会所轄事業に関し、事業経費以外の収入がある場合(登録料等)は、それを一旦地区会計口座に入金し事業経費請求書を作成する。

第7条

委員会の個別事業の事業費請求書の事業が遂行後、委員長は速やかに決算事務を行い、精算書・領収証一覧表の作成を行い、地区会計(及び事務局)に提出し報告するものとする。

第8条

委員会事業費の予算は原則として、事業計画時に承認された事業経費内で処理し、個別事業精算時に過金が発生した場合は速やかに地区会計口座に返金する。また、個別事業で不足金が発生した場合は、精算書を作成前に地区幹事並びに地区会計に審議を求め、精算書の作成指示を受ける。この場合、当該委員会の他の事業予算の削減がされることもある。

第9条

やむなく当初の事業計画・予算の変更が事前に発生した場合は、委員長はその理由を地区幹事並びに地区会計に報告し承認を得るものとする。

第10条

事業経費請求書の作成がされない場合は、事業経費の支出は行われない。また、精算書(領収証一覧表)の報告がされない場合は、次回の事業経費請求が認められない場合がある。

第3章 会計使用科目

(1) 収入の部

- (a) 事業費繰入収入・・・地区会計の事業費予算からの割付金額
- (b) 登録料収入・・・事業等の参加費用
- (c) 販売収入・・・物品等の販売による収入
- (d) 補助金収入・・・県・市・他団体からの補助収
- (e) 雑収入・・・その他上記に該当しない収入

(2) 支出の部(全て消費税込みとする)

- (a) 会場費・・・会場使用料・会場備品使用・作成料
- (b) 飲食費・・・事業に伴う食事・飲食等
- (c) 登録料・・・各種会議への登録料等
- (d) 交通費・・・事業・委員会開催に伴う地区役員等の交通費
- (e) 助成費・・・他団体への助成金・補助金等
- (f) 講師費用・・・講師に対する諸謝金・交通費・食事・記念品等
- (g) 資料費・・・事業に必要とする資料の購入・借用費
- (h) 印刷費・・・各種資料等の印刷費
- (i) 通信費・・・はがき・切手等
- (j) 運送費・・・運送・派遣等に要する費用
- (k) 記念品代・・・記念品・賞品等
- (l) 借用費・・・事業に伴い備品等を借用する費用
- (m) 保険料・・・損害保険料
- (n) 雑費・・・上記に該当しない少額の費用
- (o) 予備費・・・原則として総事業予算の3～5%以内

6.2. 地区特別事業基金取扱規約

第1条 目的

本規約は、地区特別事業基金の管理運用を的確に行うために準拠すべき規定を定めたものである。

第2条 会計年度

地区特別事業基金の会計年度は毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

第3条 積立

ガバナーは、各事業年度における地区資金事業会計の収支計算の結果、余剰が生じた場合、必要に応じて既存の特別事業基金会計へ繰入ることができ、また、新たな積立金を設定することができる。なお、新たな積立金を設定する場合は、その目的・用途を明確にするものとする。

第4条 取崩

ガバナーは、特別事業基金会計内の各積立金について、取崩し使用することができる。但し、その取崩にあたっては、事前にガバナー、ガバナーエレクト及びガバナーノミニーによる協議を必要とし、取崩し使用した旨及びその金額を直後の諮問委員会へ報告するものとする。

第5条 特別事業基金会計からの借入

ガバナーエレクトが、ガバナー年度開始にあたり当面必要となる資金について、特別事業基金会計から借入を行う場合は、諮問委員会の意見を参考にガバナーの承認を受けるものとする。なお、当該借入額は、当年度終了の日までに全額を特別事業基金会計へ返済する。

6.3. 旅費支給規約

第1条 目的

この規約は、ガバナー、パストガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニー（以下ガバナー等という）及び地区役員、地区委員（以下地区役員等という）及び地区事務局員がガバナーの指示による諸会合に出席する場合の旅費の支給に関する事項を定める。

第2条 旅費の支給

ガバナー等および地区役員等が、ガバナーの指示のもとで開催された諸会合に出席したときは、旅費を支給する。但し、本地区諸会合のホストクラブが指名され、地区から補助金が支給されたときは補助金の中からホストクラブにより旅費が支給される。

第3条 出席の承認

前条の諸会合に出席するときは、予めガバナーの承認を受けなければならない。但し、緊急止むを得ない場合は事後承諾を受けるものとする。

第4条 旅費の種類

旅費の種類は、鉄道運賃、航空運賃、車賃および宿泊料とし、日当は支給しない。

第5条 旅費の計算

旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、特別な理由があってガバナーが必要と認めた場合は、前項の規定によらない経路および方法によって計算することができる。

第6条 鉄道運賃

鉄道運賃は最寄りのJR駅から目的地までの距離に応じて、次の各号により計算した額を支給する。

- (1) 地区内旅費は、別表の「地区支給地域別表」の金額を限度に支給する。
- (2) 地区外旅費については次の通りとする。
 - (a) 新幹線が運行している路線の場合は片道100km以上に限り新幹線の普通運賃と特急料金および座席指定料金
 - (b) 特別急行または普通急行が運行している経路の場合は普通運賃とそれぞれの急行料金
 - (c) 普通運賃のみ徴する路線の場合は普通運賃
 - (d) 座席指定料金を徴する路線の場合は、片道100km以上に限り座席指定料金
 - (e) 私鉄を利用する場合は普通運賃と料金

第7条 航空運賃

ガバナーが特に必要と認めた場合は航空機を利用することができる。その場合の航空運賃は普通運賃を支給する。

第8条 宿泊料

宿泊は、宿泊地および宿泊日数に応じて次の各号に定める額を支給する。

- (1) 1泊につき政令指定都市地域は15,000円、その他の地域は10,000円とする
- (2) 会合の主催者が宿泊料を指定したときはその指定料金とする
- (3) 地区または会合の主催者が宿泊所を設定したときは、地区または会合の主催者が直接支払う。

第9条 その他

前条にかかわらず、次の会合に出席のため発生する国外旅費に充てるための特別補助はガバナーの決済により行う。

- (1) 国際協議会
- (2) 規定審議会
- (3) 国際大会
- (4) その他RIまたはTRFの諸会合
- (5) 地区を代表し出席する会合およびセミナー

第10条 旅費の不支給

新クラブの設立総会、クラブの周年記念式等、またはガバナーエレクトが開催する非公式会合に来賓として招待された場合は地区から旅費を支給しない。但し、当該年度の国際ロータリー加盟認証状伝達式にガバナーが出席した場合および前年度認証された新クラブの国際ロータリー加盟認証伝達式に出席した直前ガバナーの旅費は地区から支給する。

第11条 補則

その他旅費の支給に関し、本規定に定めのない事項についてはガバナーが定める。

6.4. 慶弔規約

第1条

当地区の現またはパストガバナーの慶弔にあたっては、次により慶弔金を贈るものとする。

- (1) 慶事：国により叙勲・褒章の栄誉を受けたときお祝い金=20,000円
- (2) 弔事：死亡したとき弔慰金=30,000円

第2条

ガバナーは、現またはパストガバナー以外の当地区の会員で、地区に特に功績のあった者の慶弔について、諮問委員会の助言を踏まえ第1条に準じた慶弔金を贈ることができる。

旅費支給内規

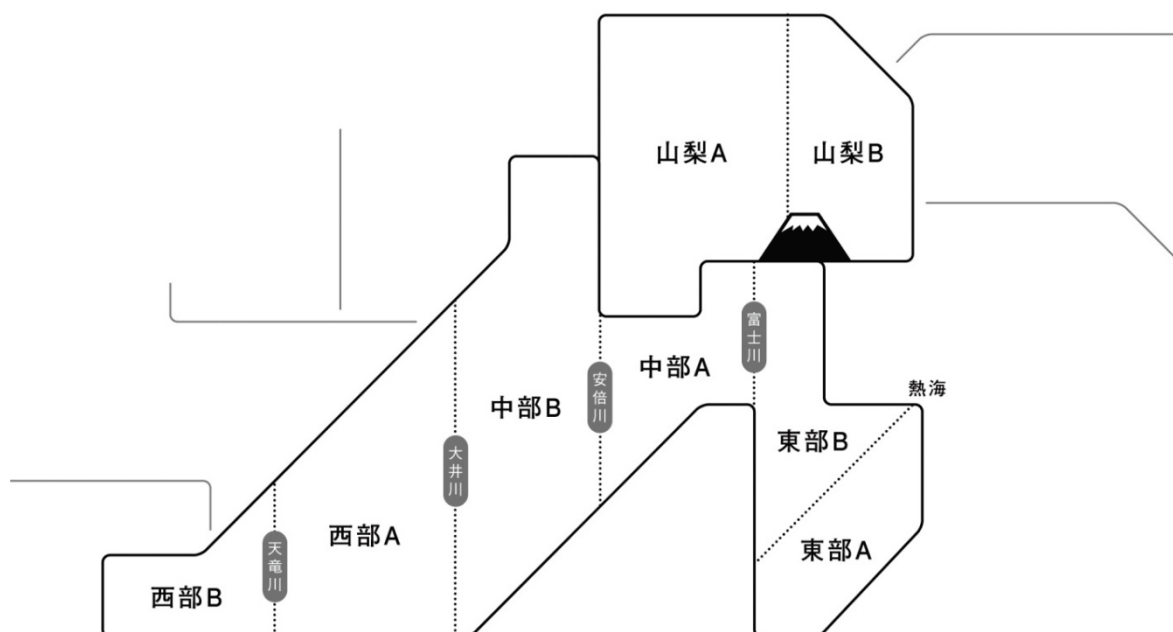
地区委員会が諸会合に出席する場合の所要旅費の一部を補填する為、下記の通り支給基準を定める。

(注1) 領収書は各個人より徴収せず、地区レベルの会合については地区幹事、委員会ベースの会合については各委員会が、別紙「事業経費請求/精算書」をガバナー事務所に提出するものとする。

(注2) 会議の日程などにより、止むを得ず宿泊を要する場合は、宿泊補助費として10,000円を支給する。

【旅費支給内規地域別表】

	山梨A	山梨B	静岡 東部A	静岡 東部B	静岡 中部A	静岡 中部B	静岡 西部A	静岡 西部B
山梨A	2,000	3,000	10,000	5,000	6,000	7,000	8,000	10,000
山梨B	3,000	2,000	7,000	5,000	6,000	7,000	8,000	10,000
静岡 東部A	10,000	7,000	2,000	3,000	5,000	7,000	8,000	10,000
静岡 東部B	5,000	5,000	3,000	2,000	3,000	5,000	8,000	10,000
静岡 中部A	6,000	6,000	5,000	3,000	2,000	3,000	5,000	6,000
静岡 中部B	7,000	7,000	7,000	5,000	3,000	2,000	3,000	4,000
静岡 西部A	8,000	8,000	8,000	8,000	5,000	3,000	2,000	3,000
静岡 西部B	10,000	10,000	10,000	10,000	6,000	4,000	3,000	2,000



【旅費支給内規クラブ別表】

山梨A	甲 府
	甲府南
	笛 吹
	市川大門
	南アルプス
	甲府北
	山 梨
	韮 崎
	甲府西
	北 杜
	甲斐シティー
	甲府東
	甲府シティ
	甲 斐
	甲斐の郷
甲府中央	
山梨B	富士吉田
	大 月
	都 留
	河口湖
	富士吉田西
	山中湖
静岡 東部A	伊 東
	下 田
	熱海南
	伊東西

静岡東部 B	沼 津
	富士山吉原
	三 島
	沼津北
	富 士
	富士宮
	伊豆中央
	御殿場
	三島西
	沼津柿田川
	裾 野
	長 泉
	せせらぎ三島
	富士宮西
	新富士
静岡中部 A	沼津西
	静 岡
	清 水
	静岡東
	清水北
	駿 河
	静岡日本平
	静岡西
	清水西
	静岡中央
清水中央	
静岡北	

静岡中部 B	焼 津
	島 田
	藤 枝
	焼津南
	榛 南
静岡西部 A	藤枝南
	磐 田
	掛 川
静岡西部 B	袋 井
	浜 松
	浜松東
	浜松南
	浜松北
	浜松西
	浜 北
	浜名湖
	浜松中
	浜北伎倍
	浜 松ハーモニー
	パワー浜松
浜松志耀	

旅費支給内規

(1)ガバナー補佐・地区各委員長が地区内各クラブへ文書を発送する場合、事前に起案文書を地区事務所（ガバナー事務局）へ提出してください。

ガバナー事務局では内容についてガバナーの承認を得てご返事させていただきます。

(2)特定のクラブまたは会員にガバナー補佐名または委員長名で文書を提出する場合、必ずコピー「宛先を明記して（複数の場合は全部）」を地区事務所（ガバナー事務局）へお送りください。

7. 危機管理

7.1. 危機管理総則

地域社会のリーダー的メンバーによって構成されるロータリーには、常に高い道徳性と社会的責任が求められる。

危機管理が問われている現代社会において、本地区はロータリーの活動に関連して起こり得る危機に対し、率先してその社会的責任を全うする必要があるとの認識に基づき、ここにガバナー統括の下、危機管理委員会を設置し、ロータリーの信頼を高めることとする。

第1条（ロータリーにとっての危機管理上の危機）

本地区内各ロータリークラブ、ロータリアンにとって、「好ましくない事態の全て」を危機管理上の「危機」とする。但し、ロータリークラブ内あるいはロータリアン相互間の人的・内的諸問題は除く。

第2条（危機管理委員会の任務）

危機管理委員会は、前条に規定された危機について、その防止・解決のため必要な提言や適切な指導・助言を行うと共に、第4条の手続きによって当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうかを判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

第3条（危機管理委員会の構成）

危機管理委員会は、ガバナーが任命するロータリアン及びロータリアン以外の第三者により構成される組織とする。

第4条（危機事案の報告）

第1条の危機に相当する事案が発生した場合には、地区委員会、クラブ、ロータリアンは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

第5条（危機管理委員会の決定事項の遵守）

危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

第6条（保険）

地区は、危機への対応のため必要な保険に加入する。

第7条（危機管理基金）

危機発生時の対応に必要な資金として、地区に危機管理基金を常設する。

第8条

この総則の実施に必要な事項は別途定める。

7.2. 危機管理委員会規定

目次

第1章 危機管理委員会

第2章 青少年奉仕プログラムに関する特別規定

第3章 RI理事会決定の遵守と諸規定の策定

第1章 危機管理委員会

第1条（危機管理委員会の任務）

（1）危機管理委員会は、危機について、その防止・解決のために必要な提言や指導・助言を行うとともに、当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうか判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

- (2) 報告のあった事案について法令上所定の機関への通告等の義務がある場合は、これに従うほか、報告された内容が犯罪に該当すると判断したときは、原則としてガバナーにおいて適時に刑事当局に対する手続きを行う。
- (3) 地区として適切かつ一貫した対応を図り関係者の権利を保護するため、報道機関等の外部への発表は、危機管理委員会において定める者がこれにあたるものとし、その他の委員ならびに関係者は、知り得た情報を外部および他のロータリアン等に提供してはならない。

第2条（危機管理委員会の構成）

- (1) 危機管理委員会は、次に挙げる役職者の中からガバナーが選任し組織する。
 - (a) ガバナーが指名するガバナー補佐もしくはパストガバナー
 - (b) ガバナー・エレクト
 - (c) ガバナー・ノミニー
 - (d) 地区プログラム委員長
 - (e) 地区青少年交換委員長
 - (f) 地区ローターアクト委員長
 - (g) 地区インターアクト委員長
 - (h) 地区米山奨学委員長
 - (i) 地区ロータリー財団委員長
 - (j) 地区公共イメージ委員長
 - (k) ガバナーが指名する地区研修委員もしくは地区危機管理委員会委員経験者
 - (l) ガバナーが委嘱するロータリアン以外の外部有識者2名以上（その中には、司法関係者、メディア関係者、あるいはこれに精通した者を含む。地区組織図には記載しない）
 - (m) 前各号の者に医師および弁護士各1名以上を含まないときは、ロータリアンからこれらの者各1名以上を委員としてガバナーが委嘱する。
 - (n) 委員には女性1名以上を含むものとする。
- (2) 前項第（k）から（m）の委員の任期は2年とし、再任されることができる。

第3条（危機事案の報告）

危機に相当する事案が発生した場合、地区委員会、地区内各ロータリークラブ、ロータリアンは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

第4条（危機管理委員会の開催）

- (1) 危機管理委員会は危機事案の報告を受けたとき、または、危機に相当する事案が発生したと認めたときは、速やかに危機管理委員会を開催しなければならない。
- (2) 危機管理委員会の開催にあたって、危機管理委員長は、地区ガバナーに出席を求めることができる。

第5条（危機管理委員会の決議）

危機管理委員会の決議は、委員の2分の1以上が出席し（委任状による出席を含む）、その過半数をもって行う。同数の際は、委員長が決するところによる。

第6条（緊急時における危機管理委員会の開催）

災害・事故・政変等の緊急を要する危機に敏速な対応が必要な場合、危機管理委員長は、前条にかかわらず、必要な処置を行うことができる。ただし、次の危機管理委員会において報告し、承認を受けなければならない。

第7条（危機管理委員会の決定事項の遵守）

危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

第8条（守秘義務）

個別事案の調査および対応に関与する者は、当事者その他の関係者のプライバシーを含め、その権利の保護に配慮するとともに、任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その任務を退いた後も同様とする。

第9条（庶務）

危機管理委員会に関する庶務は、地区ガバナー事務所が行い、ガバナーの指名する地区幹事が担当する。

第2章 青少年奉仕プログラムに対する特別規定

第10条（青少年奉仕プログラムにおける地区の責務）

地区は、地区において実施する青少年奉仕プログラムに参加するすべての青少年の安全と健康および健全な生活を守り、交通災害、自然災害等の事故・災害からの保護と身体的、性的、精神的虐待あるいはハラスメント（以下、ハラスメント等という）を防止するとともに、事態の発生の場合の適切な対応のために必要な業務を行う。

第11条（青少年奉仕プログラムに関係する地区委員長の責務）

青少年奉仕プログラムに関係する地区委員会の委員長は、危機管理委員会との連携を図りつつ、プログラムに参加するロータリアンおよびロータリアン以外の者に対し、危機を防止するため適切な指導・啓発等を行うとともに、事態の発生の場合に青少年の安全と健康の確保など適切な対応に努めるものとする。

第12条（青少年奉仕プログラムにおける危機管理委員会の業務）

第1条に定める危機管理委員会の任務には、青少年奉仕プログラムにおける次の事項を含むものとする。

- (1) 交通災害、自然災害等の事故・災害およびハラスメント等に起因する事態が発生した場合に事実関係を調査すること。
- (2) 前号の調査結果に基づき、当事者たる青少年の安全と健康の保護ならびに事態への適切な対処のための方策を講じること。
- (3) 前号のため必要な対策をガバナーに提言し、あるいは、関係委員会の委員長その他の関係者に対し必要な指示、指導を行うこと。
- (4) 青少年交換プログラムにおいて、プログラムに携わる関係者について、参加資格を調査・確認すること。
- (5) 青少年交換プログラムにおいて、当該事案について必要と認めるときは、原則として報告を受けたときから72時間以内に申立てについてガバナーから国際ロータリーに報告し、その後の手はずと調査の結果および講じられた措置について報告すること。
- (6) その他危機管理、防止等に関し必要な業務。

第13条（青少年の保護）

前条の調査および対応においては、当事者である青少年の安全と健康の保護を最優先とし、被申立人の権利にも留意する。

第3章 RI理事会決定の遵守と諸規定の策定

第14条（青少年保護に関する方針の遵守と諸規定の策定）

- (1) 本地区は、ガバナーの指揮の下、RI理事会の定める青少年保護規定（RCP2.120.）に従い、前章の規定を実効あらしめるため、下記の諸規定を策定し、青少年を保護するとともに、危機管理を行うものとする。

- (a) 危機管理行動基準
- (b) 青少年保護方針
- (c) 区虐待・ハラスメントの申立に対する指針
- (d) 青少年交換危機管理計画ほか、危機管理マニュアル

(2) 上記諸規定の策定にあたっては、「ロータリー青少年保護の手引き」ほか、RIその他関係団体のリソースを参照する。

(3) 策定された諸規定は、ガバナーの指揮下、本委員会ならびに関係地区委員会を通じて、クラブ、ロータリアン、ボランティア、青少年に関するプログラムおよび活動の参加者に周知啓蒙されるものとする。

(4) 成人に対するハラスメントへの対応

8.1. 成人ハラスメントに対するロータリーの方針 (RCP26.120.より)

- (1) ロータリーは、ハラスメントのない環境を維持することに力を注いでいる。ハラスメントとは大まかに定義すると、個人またはグループを、あらゆる特性（年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、または性自認）に基づいて、言葉であれ身体的であれ、中傷、侮辱、または攻撃する言動を指す。
- (2) すべての会員およびロータリーの会合、行事、または活動に出席または参加する個人は、ハラスメントのない環境を期待すべきであり、安全、礼儀、品格、およびすべての人への尊敬を促す環境を維持するよう援助するものとする。
- (3) 犯罪行為の申し立てはすべて地元の管轄の警察署に伝えるべきである。クラブ理事会、地区、またはゾーンのリーダーは、ハラスメントの申し立てに迅速に対応するものとし、申し立てを行った者に対する報復をしてはならない。
- (4) クラブのレベルでは、ロータリーの行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、クラブ理事会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとする。違反の申し立ての対象者がクラブ理事会のメンバーである場合は、自ら審査から外れることが期待される。審査および／または捜査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとする。ハラスメントの申し立てがクラブによって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いて地区ガバナーに伝えることができる。
- (5) 地区のレベルでは、ロータリーの行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、ガバナーまたはこの件のためにガバナーに任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとする。
- (6) 地区ガバナーが違反の申し立ての対象者である場合は、直前ガバナー（または直近のバスターガバナー）が直接、または本件に関する委員会を任命することにより、申し立てを審査して回答するものとする。地区ガバナー、ガバナーエレクト、およびガバナーノミニーによるハラスメントの申し立ては、すべて2週間以内に事務総長に通知するものとする。審査および／または捜査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとする。ハラスメントの申し立てが地区によって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いてRI理事に伝えることができる。
- (7) ガバナー、ガバナー補佐、委員会委員長を含む地区リーダーは、ハラスメントのない環境を作るためにクラブと協力するよう奨励されている。地区リーダーはまた、行動規範を設定し、クラブ内、会員同士、およびロータリーのほかの参加者に対するハラスメントの対処と予防の方針を確立するためにクラブと協力すべきである。
- (8) クラブ、地区、およびゾーンのリーダーは、深刻かつ広範囲におよぶハラスメントならびにその結果生じた会員身分の終結について事務総長に報告しなければならない。クラブまたは地区がハラスメントの調査結果への適切な対応を怠った場合、RI理事は適切な措置を求めてRI理事会に通知するものとする。そのような措置には、クラブの終結またはその他の適切な制裁が含まれる可能性がある。

8.2. 成人ハラスメントに対する本地区の方針

- (1) 本地区は、多様な人びとがつながるためには心理的に安全でハラスメントとストレスのない環境が不可欠であるとの認識に立ち、以下を推進するものとする。
- (2) ハラスメントとは、様々な形をとるが、以下を例示として周知し、その防止を図る。
 - (a) 口頭または文面で侮辱的な言葉を使うこと（Eメールやソーシャルメディアを含む）
 - (b) いじめ（個人の特徴に基づく口頭または身体的な脅しや威嚇を含む）
 - (c) ソーシャルメディアやEメールでの中傷的なコメント
 - (d) 噂話やゴシップ（その人の評判を落としかねない私生活に関する侮辱的なコメントを含む）
 - (e) 相手の動きを意図的に妨げること
 - (f) ある人の性生活や性的経験について質問したりコメントしたりすること
 - (g) 相手の特徴に関する冗談や中傷的な言葉
 - (h) 同意のない身体的接触（体に触れる、抱擁、つねることなど）またはそのような接触を与えることの脅し
 - (i) ある人の魅力や容姿に関する一方的なコメント
 - (j) じろじろ見たり、口笛を吹いたりすること
 - (k) 性的な示唆を含む、または侮辱的な、言葉、物、写真、記事、Email、手紙、テキスト、ウェブサイトを使用、表示、シェアすること
 - (l) 年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、性自認への言及
- (3) ハラスメントを受けた場合
 - (a) 警察に相談、あるいは犯罪の申し立てをする。
 - (b) ハラスメントがあった場所に依り、クラブ理事会、地区リーダーなど適切な人に伝える。ハラスメントを受けた場合、ガバナーほか地区役員に直接連絡することができる。相談を受けた者は、それにより相談者が不利益を被ることがないこと、承諾なく相談の有無を他人に開示あるいは対処しないこと、ハラスメントの申し立てがなされた場合は、RIの方針に従い然るべき手続と保護が受けられる旨を告知するものとする。
 - (c) ハラスメントを受け、クラブ、地区リーダーに報告したにもかかわらず、これらのリーダーが対応しなかった場合、またはRIの行事（国際大会など）でのハラスメントについてはRI(日本事務局)に連絡することができる。
- (4) ガバナーはハラスメントの申立に対して迅速に対応する責務がある(RCP19.010.)。
- (5) ハラスメントの報告を受けたクラブは、72時間以内にガバナーに報告するものとする。事実の隠蔽、報告の懈怠および放置、申立者への不当な圧力による解決、対処の不作為、不適切な対処に対しては、クラブの終結もありうる。
- (6) ガバナーは、現または次期クラブ会長等のリーダー、ガバナー補佐、地区委員長等の地区リーダーに対して適切な機会（会長エレクト研修セミナー、地区研修協議会等）にハラスメント方針と手続についての研修を行うものとする。

9. 個人情報の保護

9.1. 個人情報保護基本方針

本地区は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱うことは社会的責務であると考えています。本地区では個人情報保護方針に基づいて、個人情報を管理し、適正な利用と保護に努めます。

- (1) 個人情報の収集
本地区は個人情報を収集する場合はその利用目的を明確に定め、本人の意思で提供された情報を取り扱います。
- (2) 個人情報の第三者への開示・提供
本地区は、取得した個人情報を提供できる第三者について基準を設け、以下の場合を除いて個人情報を第三者に提供することはいたしません。
ただし、取得した個人情報を本地区の業務を遂行するために特定する団体、組織の間で、以下に示す目的で共同して利用することがあります。
 - (a) 本人の同意がある場合
 - (b) 法令に基づき司法機関、行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合
 - (c) 人命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合に限り、かつ、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 個人情報の安全対策。
本地区は、取得した個人情報について、適切な安全措置を講ずることにより、紛失、破壊、改ざん、および漏洩などの防止に努めます。
- (4) 法令等の遵守および組織体制の整備
本地区は、取得した個人情報の取扱いに関する法令、その他の規範を遵守します。本地区は、取得した個人情報の取扱いに関して、内部規定に沿った維持管理を行い、内部規定の見直しを含めて継続改善に努めます。
本地区の個人情報を保護するための方針や体制等については、当地区の事業内容の変化、改編および事業を取り巻く社会環境、IT環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善します。
- (5) 個人情報の照会
本地区は、取得した個人情報の内容に関する照会、訂正、削除などについて、合理的な範囲で当地区に設ける個人情報相談窓口を通して、速やかに対応します。

9.2. 個人情報の保護および管理に関する規定

第1条（目的）

この規定は、本地区の個人情報保護方針に基づく個人情報の適正な取扱いに関して、当地区の役が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

第2条（定義）

この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次の通りとする。

- (1) 「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、性別、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人の識別をすることができるものを含む。）をいい、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関する事実、判断、評価を表す情報を含む。
- (2) 「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報であって、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれるものをいう。

- (3) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で次に掲げるものをいう。
 - (a) 特定の個人情報をコンピューター等を用いて検索できるように体系的に構成したもの
 - (b) 前号に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- (4) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (5) 「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。
- (6) 「役職員等」とは、本地区に所属する地区役員及び職員（各事務局）をいう。
- (7) 「個人情報管理責任者」とは、個人情報保護及び管理に関する責任と権限を有する者をいい、「個人情報取扱責任者」とは、ガバナー及び個人情報管理責任者の命を受けて、個人情報保護及び管理に係る事務を取扱う者をいう。

第3条（適用範囲）

- (1) この規定は、すべての地区内会員、事務局等に適用する。また、退任又は退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規定に従うものとする。
- (2) ガバナー、ガバナーエレクト、地区事務所、地区ロータリー米山記念奨学委員会（世話クラブ、カウンセラー、世話クラブ事務局を含む）、ロータリープログラム委員会、青少年交換小委員会（受入クラブ、カウンセラー、受入クラブ事務局を含む）、ロータリー財団学友小委員会、学友委員会および本地区の事業について委嘱又は依頼を受けた団体及び者が、本地区の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規定を遵守しなければならない。
- (3) 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第4条（個人情報管理責任者）

- (1) 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。
- (2) 個人情報管理責任者は、ガバナーが指名する。

第5条（個人情報取扱責任者）

- (1)本地区においては、地区幹事を個人情報取扱責任者とする。
- (2) 個人情報取扱責任者は、本地区で取り扱う個人情報について、この規定に定める諸事項を実施・徹底するために、必要に応じて、個人情報保護に関する計画を策定しなければならない。

第6条（役職員等の責務）

- (1)本地区の役職員等は、本規定その他個人情報の取扱いに関する諸規程を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (2)本地区の役職員等は、本規定及びその他の規定に定めるところと異なる取扱いを必要とする場合及び当該規定に定めのない事項で取扱いに疑義等があるものについては、個人情報管理責任者に相談し、その指示を仰ぐものとする。

第7条（教育・研修）

- （1）本地区は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、地区役員等に本規定を遵守させるための教育・研修を企画、運営する責任を負う。
- （2）地区役員等は、本地区が主催する前項の教育・研修を受けなければならない。研修の内容及びスケジュールは、事業年度毎に個人情報管理責任者の意見を聞いてガバナーが定める。

第8条（個人情報の取得）

- （1）個人情報の取得は、適正かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。
- （2）本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人の同意を得なければならない。
 - （a）本地区の名称及び連絡先
 - （b）個人情報の利用目的
 - （c）次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法
 - ①当該データの利用目的の通知を求める権利保有個人データに関する
 - ②当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利
 - ③当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利
 - ④当該データの利用の停止又は消去を求める権利
- （3）本人等以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人に対して、前項①ないし④に掲げる事項を書面又はこれに代わる方法で通知し、本人の同意を得なければならない。

第9条（利用目的及び個人情報の利用）

個人情報を取扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、前節に定める「本地区個人情報保護方針」に定める本地区の業務において必要な範囲であり、かつ本人から同意を得た利用目的の範囲内でなければならない。

第10条（個人情報の提供）

- （1）法令で定める場合及び本条2項で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。
- （2）本地区の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、本人が事前承諾した利用目的の範囲内において、当該業務委託先に対して個人情報を提供できるものとする。ただし、当該業務委託先において、個人情報保護に関し、適正な管理、運用がなされていないときはこの限りではない。
- （3）前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。
- （4）本条第2項の定めに従い、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、本地区は、当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理業務が、確実に遵守されるよう適時、確認及び指導するものとする。

第11条（個人情報の正確性確保）

個人情報は、利用目的達成に必要な範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

第12条（安全管理）

- （1）個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。
- （2）個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取扱う役員等に遵守させなければならない。

第13条（個人情報等の消去・廃棄）

保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・廃棄しなければならない。

第14条（通報及び調査義務等）

- (1) 役員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合、又はその恐れがあると気付いた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。
- (2) 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

第15条（報告及び対策）

- (1) 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項をガバナーに報告し、ガバナーは速やかに関係機関に報告するものとする。
 - (a) 漏洩した情報の範囲
 - (b) 漏洩先
 - (d) 漏洩した日時
 - (e) その他調査で判明した事実
- (2) 個人情報管理責任者は、関係機関と相談のうえ、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

第16条（自己情報に関する権利）

本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

第17条（個人情報の利用又は提供の拒否権）

本地区が既に保有している個人情報について、本人から自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (a) 法令の規程による場合
- (b) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

第18条（苦情の処理）

- (1) 本地区の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、その内容により地区事務所が担当し、すみやかに地区幹事、次期地区幹事へ報告する。
- (2) 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備及び支援を行う。
- (3) 個人情報管理責任者は、適宜ガバナーに苦情の内容について報告するものとする。

第20条（改正）この規程の改正は、諮問委員会の意見を参考に行う。

10. 附則

- (1) 地区ガバナーは、時機に即し本プランに優先して地区組織を指揮監督することがある。
- (2) 本プランは、地区ガバナーにより、改定されることがある。
- (3) このリーダーシッププランは、2023年7月1日から2024年6月30日まで適用する。

国際ロータリー第2620地区ガバナー 中村 皇積